第3章 災害応急対策計画

第 1 節 災害応急対策の基本方針

第1 地震災害の推移

地震災害は、①広域的に被害が発生すること、②突発的に発生することの特徴があり、 風水害と比べて災害発生に備えた警戒や事前準備が困難である。特に、大都市直下で発生した場合は、建物の倒壊による救出、負傷者の医療救護、多発する火災への消火など 地震発生直後から一度に多くの災害対策を必要とする。また、災害の時間的経過や状況 の変化、さらには、本市のような積雪寒冷地域では発生する季節によって、必要とされる災害対策も変わってくるために、それに合わせた対応が必要となる。

札幌市で直下型の地震が発生した場合、地震被害の時間的推移や対策の必要性の変化は、次のようなイメージとなる。

【災害の推移と対策の必要性の変化】

災害の経過	1日 :	3日 1週	10間 2週間	1ヶ月
災害の段階	発災・混乱・二次被害拡大/	応急対策/	復旧 /	復興
建物への対応	〇応急危険 〇さ 建物の全半壊・消失	度利定	のがれき処理 ○応急修理 物解体・撤去	
出火・延焼	〇地域での消火活動 〇消防活動 出火 延焼火災 通電》	k žit		
人的被害(救出活動)	○地域での救助活動 凍死の発生 ○自衛隊 死傷者・生き埋め者の発生	旅援		
医療活動	傷病者の発生	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	PTSDの発生	
交通路の制約	○交通規制開始 帰宅困難者の発生 道路・鉄道等の被災 信号停止 道路の渋滞 ○観光客・帰宅困難者の支援・	Ol	復旧 地下鉄運行開始 R運行開始	
ライフラインの被害	ガス供給停止 断水 〇応急給水 通信被害 〇仮設トイレ設置 停電	○応急復旧 停電復旧	LP ガス復旧	市ガス復旧下水道復旧
避難者数の動向	○避難場所の開設 ○縁む 避難者数	 	〇避難場所の約 復により避難者減少	お小・整理
物資の供給	○家庭内備蓄 ○都市備蓄 ○国等のプッシュ型支 重要施設の水需要 そ 被災者の水・	- 接 〇一般・ス- 主難場所の食料・飲料	○応急救援物資 パー・生協などの営業開始 オ水・必需品の需要	
住宅の供給	〇応急仮設住宅	の供給数を把握	○応急仮設住宅の建設着手 ○入居者募集 ○入居開始	

【主な課題】

- ◆応急対策が初動期に 集中する。
- ◆道路・ライフライン等 応急対策に必要とな る機能が低下する。
- ◆被害情報の把握など の情報収集が困難に なる。
- ◆最大で 16 万人の被災 者が発生し、多様な対 策が必要となる。
- ◆冬季の積雪により交 通に支障が発生する ほか、避難場所等での 寒さ対策が重要にな る。
- ◆大規模地震が発生した時には、多くの避難者が発生し、応急対策が長期にわたることから、対策のためのマンパワーが不足する。
- ◆災害発生直後の救助 や避難場所の運営な ど、行政の対応だけで は限界がある。

第2 災害応急対策の基本方針

前ページに記載した課題等に対応するため、災害応急対策にあたっては、市民、企業、自主防災組織、町内会、その他の地域団体及び札幌市・防災関係機関は、次のような基本方針に基づき取組を進める必要がある。

1 人命救助を最優先

災害発生直後は、倒壊家屋・火災現場等から市民を救出することを最優先とする。

2 情報収集をいち早く

的確な災害応急対策をいち早く行うためには、正確かつ迅速な情報収集が不可欠である。そのため、情報収集体制を確保し、災害情報の収集と分析を行う。

3 被災者のニーズに応じた対策の実施

被災者のニーズは、時間の経過やおかれた状況によって変化する。そのため、その時点で最も必要な災害応急対策を実施するように心がける。

4 冬季の条件に応じた対策の実施

冬季に災害が発生した場合、道路上の積雪は緊急輸送道路の確保等にあたって障害となる。また、電気・ガス等ライフラインの被害によって寒さのなかでの避難生活を余儀なくされる。このような北国ならではの条件に応じた対策を実施する。

5 広域応援・支援体制

地震のような災害への災害応急対策は、被災都市単独では限界がある。近隣自治体・ 国・北海道・自衛隊・警察など防災関係機関の応援・支援を要請して、円滑な協力体制 によって災害応急対策を実施する。

6 市民の相互協力

災害応急対策は、多岐にわたるため行政だけでは手が届かない。市民一人ひとりが「自らの生命・地域は、自らが守る」との認識で行動し、町内会・企業等で協力し合う。

第3 災害応急対策における市民・企業等の役割

応急対策の基本方針に基づき、地震発生の直後においては、市民、企業、自主防災組織、町内会、その他の地域団体のそれぞれが、次の応急対策に取り組む必要がある。

地震の揺れが落ち着いたら、自分の周りで被災した人に対して、周りの市民等と連携・協力して救出・救援を行うなど、互いに支えあう共助の取組や、行政・防災関係機関等が行う活動に協力するなど「協働」による応急対策の取組についての役割が期待される。

【応急対策における役割】

活動の担い手	応急対策の取組
市民	・自分の身や家族の安全を確保する
	・避難指示等が出された場合の避難・誘導
	・住家が破壊された場合の自主的な避難
	・自宅が出火した場合の初期消火活動
協働の取組	・隣近隣の負傷者の救出や要配慮者の救助
	・自主防災組織への参加・協力
	・避難場所の運営への協力・参加
	・防災関係機関の活動との連携
企業	・顧客や従業員等の安全確保
	・従業員及び施設利用者への災害情報の提供
	・施設利用者の避難誘導
	・従業員及び施設利用者の救助
	・初期消火活動等の応急対策
	・事業所の被災状況の把握
	・業務継続・早期復旧のための取組の実施
協働の取組	・ボランティア活動への支援等、自主防災組織など地域への貢献
	・防災関係機関の活動への協力
自主防災組織•町	・被害情報の収集伝達、市・防災関係機関との連絡
内会・その他地域	・要配慮者など地域住民の安否確認や避難誘導
団体	・出火防止の呼びかけ、初期消火
	・負傷者の救出・救護・応急手当
	・非常食等の救援物資の配布協力
	・地域における被災状況の把握・伝達
	・避難場所の主体的な運営
	・被災者ニーズに応じた支援活動の実施

第 2 節 災害対策本部

	この節の対策を担当する機関						
	この節の対策	主管部班	関係機関・団体				
第1	災害対策本部等の設	本部事務局、総務部総務庶					
	置・廃止	務班、区本部総務・情報班					
第2	職員の動員・配備	本部事務局、総務部人事班					
		区本部総務・情報班					

この節の対策で想定される事態と課題

- ○夜間・休日等勤務時間外に地震が発生した場合は、職員が指定された場所に参集 するまでにかなりの時間がかかり、初動活動が遅れる。また、職員自身も被災する ことにより初動活動に従事できる職員も少なくなる。
- ○本部長(市長)や各部班長等、指揮命令者が不在の場合、意思決定に支障が生じる可能性があり、代行順位に基づく指揮命令者の決定、指揮命令系統の確立が必要となる。
- ○市役所本庁舎等が被災した場合は、災害対策本部を設置できなくなるので、通信 機器等の情報設備を有する代替施設を整備する必要がある。
- ○大規模災害では、災害対応の長期化が想定されるため、職員の適切な休息の確保、 心身負担の抑制に向け、勤務ローテーションの体制整備が必要となる。

第1 災害対策本部等の設置・廃止

1 設置

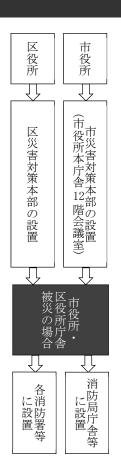
札幌市では、市域に震度5弱以上の地震が発生した場合、市役所本庁舎12階会議室に「災害対策本部」が設置され、各区役所に「区災害対策本部」が設置される。また、震度5弱未満の場合であっても、地域の被災状況に応じて災害対策本部及び区災害対策本部を設置することとしている。

なお、市役所本庁舎や区役所が被災した場合には、それぞれ消防 局庁舎及び消防署等を代替施設として使用する。

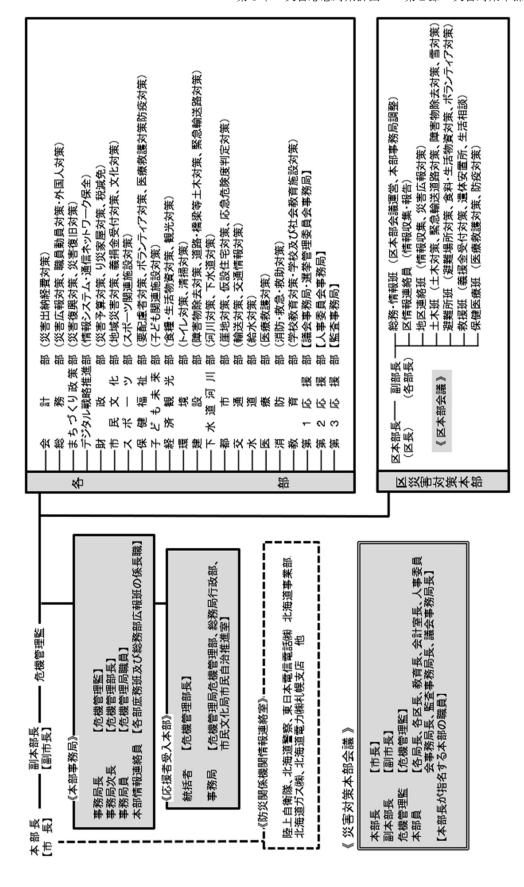
さらに、災害の状況等から本部長が必要と認めるときは、災害が 発生した現地又は本部長が適当と認める場所に「現地対策本部」を 設置することとしている。

2 廃止

災害対策本部は、本部長が災害の発生するおそれが解消したと認める場合又は災害対策がおおむね完了したと認める場合に廃止する。



札幌市災害対策本部組織図



第2 職員の動員・配備

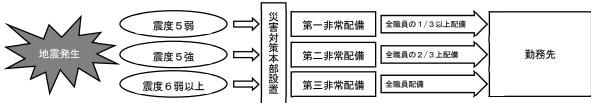
地震が発生した場合、地震の規模に応じて次のような配置体制とする。 夜間・休日など勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生した場合は、全職員があらか じめ指定された場所に参集する。

●警戒配備の体制

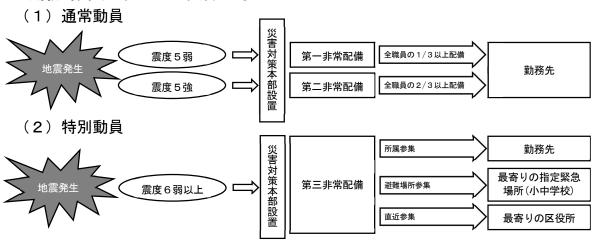


●非常配備の体制

○勤務時間内に発生した災害の対応



○勤務時間外に発生した災害の対応



【札幌市の配備体制】

配備の種類	配備基準	配備職員	活動内容
警戒配備	市域で震度4の地震が発生したとき	危機管理局・総務 局・デジタル戦略 推進局・保健福祉 局・建設局・下水道 河川局・都市局・交 通局・水道局・消防 局・区	①災害情報の収集及び伝達 ②防災関係機関との連絡調整 ③災害危険地への警戒巡視 ④災害応急対策 ⑤本部体制への移行準備
第一非常配備	市域で震度 5 弱 の地震が発生し たとき	職員の1/3以上 	①災害対策本部の設置 ②災害応急対策の実施
第二非常配備	市域で震度5強 の地震が発生し たとき	職員の2/3以上	
第三非常配備	市域で震度6弱 以上の地震が発 生したとき	全職員	

【関連対策】 予防第2節第2項

【業務マニュアル等】 災害対策本部等の運営に関する手引き

【法令・計画等】 札幌市災害対策本部条例、札幌市災害対策本部の組織及び運営等に関する規程、札幌市災害対策本部の組織及び運営等に関する規程、札幌市災害対策本部の組織及び運営等に関する規程事務取扱要領

第 3 節 災害情報の収集・共有・伝達、広報・広聴

	この節の対策を担当する機関						
	この節の対策	主管部班	関係機関・団体				
第1	情報の収集・共有・ 伝達	各部関係班	北海道、防災関係機関				
第2	災害時広報活動	総務部広報班、区本部 総務・情報班、区本部地区 連絡班、区本部避難所班	報道機関、印刷会社、コン ビニエンスストア、郵便局 、スーパーマーケット、ガ ソリンスタンド等				
第3	災害時広聴活動	総務部広報班、区本部総務・ 情報班	報道機関、弁護士会等				

この節の対策で想定される事態と課題

- ○地震発生直後には、電話の途絶・ふくそうにより関係機関等との連絡ができなくなり、情報不足により、初動体制が遅れる。
- ○災害発生後、時間の経過とともに被災者ニーズは変化し、市民から情報提供を要望される。
- ○市民により受け取りやすい情報収集手段が異なるため、札幌市防災アプリ『そな え』の活用を含め、多様な情報伝達手段を通じた情報提供が必要となる。
- ○市内在住または市内来訪の外国人に向け、外国語での情報提供が必要となる。
- ○地震発生直後から、報道機関(マスコミ)が取材活動を開始し、その対応に追われる。
- ○SNS 等による誤った情報が拡散される可能性がある。市民の混乱や風評被害を防ぐため、正しい情報を速やかに提供する必要がある。

第1 情報の収集・共有・伝達

1 情報収集・共有・伝達経路の明確化

災害応急対策の実施にあたっては、被害の状況などの情報の把握が重要となるが、地 震発生時には、通信機器の被災等により、情報の入手が困難になる。このため、情報ネ ットワーク(予防第7節)の活用や、情報連絡員の派遣等を通じて、情報の収集、災害対 策本部内での情報の共有、市民に対する災害情報の伝達を行う。

(1)情報の収集

災害応急対策の前提となる情報の収集にあたっては、地震発生直後は、広域応援要請の判断基準にするためなど、市全域における被害の概要の早期な把握が必要となり、その後は実施する応急対策に応じて様々な情報が必要となる。

このように、災害発生からの経過時間ごとに必要とされる情報は変わってくるため、収集すべき情報、情報収集先、伝達経路を明確にし、適宜情報の収集を行う。また、市民からも情報の収集を行うことが必要である。

【時間経過に応じた収集すべき情報】

【時間経過に応じた収集すべき情報】						
災害の流れ	必要な情報 の位置づけ	収集する情報	情報収集先			
災直後から概ね1時間以内	発災き間後は、 で時間で体像 を把握する。 市域に がはに がはに がはに がはに がはに がはに がはに がいれた がし がいれた がいれた がいれた がいれた がいれた がいれた	・各地の震度、震源地、地震の規模(マグニチュード)・その後の地震活動状況・被害概要・職員の非常参集状況・火災・延焼状況	札幌管区気象台、消防庁、内閣官房、 北海道 非常参集する職員 (参集途中) 各部・班 消防部			
	る被害概要 の情報収集 と、災害対策 本部への集 約を行う。	・救急・救助活動・危険物漏えい、ガス漏れ・河川被害・道路・橋梁被害・崖崩れ・崩壊危険箇所	建設部、下水道河川部、都市部北海道石狩振興局北海道開発局			
		・火災・建物倒壊等被害 ・避難・安否(市民行動情報)	各区災害対策本部			
		・けが人、生き埋め、死者数等 ・道路交通情報、交通規制	北海道警察 自衛隊			
		・けが人、死者数等	医療対策本部			
		・ライフラインの被害・復旧	電気、ガス、上下水 道、通信事業者			
		・被害映像	消防部 北海道開発局			

必要な情報 の位置づけ	収集する情報	情報収集先
	・災害状況、被害状況	報道機関
生命の安全 確保、消火活 動を主目的 に対策を講	・各地の震度、震源地、地震の規模(マグニチュード)・その後の地震活動状況・避難指示等	札幌管区気象台 消防庁、内閣官房 北海道 各区災害対策本部
命救助·救出	・避難場所開設、避難住民等 ・水・食料等救援物資	応援協定締結団体
害医療を第	★	等 消防部
1優先に、個別・具体の被害状況、避難 状況、水・食料等救援物	係る情報を優先 ★個別・具体の被害(各収集先が対応する情報については、「発災直後から約1時間以内」を参照)	建設部、下水道河川部、都市部北海道石狩振興局北海道開発局
資情報、ライフラインは		各区災害対策本部
報の収集を		警察、自衛隊 医療対策本部
行う。		電気、ガス、上下水道、通信事業者
		報道機関
被災者の生 活の安定、暮	・避難場所開設・運営、避難住民等 ・水・食料等救援物資	各区災害対策本部
らしを維持する対策の	・二次災害に影響を与える気象情報	札幌管区気象台、北 海道
	・避難指示等	各区災害対策本部
給水・給食、 ライフライ ンの障害・復 旧、交通機関	・道路・交通機関の不通・復旧見込み の情報 ・ライフラインの障害・復旧見込みの 情報	建設部、下水道河川 部、北海道石狩振興 局、北海道開発局、 電気、ガス、上下水 道、通信事業者
旧、要配慮 者・外国人対 応など生活 の安定に係 る情報収集	※個別・具体の被害情報(各収集先が対 は、「発災直後から約1時間以内」を	
	の 生確動にじ命活害1別害状料資フ報行 被活らす時所給ラン旧の旧者応の	の位置づけ

(2) 災害対策本部内での情報の共有

収集した情報は、災害対策本部内にて共有を図り、適切に市民へ提供できるように体 制を整える。

(3) 市民に対する災害情報の伝達

収集した情報のうち、被害状況・避難情報・応急対策の状況など市民が必要とする情 報については、以下の体系のように提供手段を確保し、広報活動(第2 災害時広報活動 参照)や広聴活動(第3 災害時広聴活動 参照)を通じて、的確な時期に確実に市民へ提 供する。

災害対策本部 防災情報支援システム(情報の収集・共有・発信) 相談窓口 防災情報配信システム(職員参集用) プレスセンター 札幌市コールセンター活用 消防局 電話 緊急速報メール (警防本部) · 札幌市公式 HP 行政以外の さっぽろ防災ポータル 報道機関 防災アプリ「そなえ」 機関 区災害対策本部 各消防署 (マスコミ) · Yahoo! 防災 - X 各消防団 コンビニ - LINE 【放送】 ・テレビ ・CATV ・ラジオ 広報車 ・避難情報等電話サービス 郵便局 ・まちづくりセンター 消防車 • 自主防災組織 防災行政無線 新聞 (避難場所) 災害救援 臨時広報紙 市民

【情報収集・共有・伝達経路の明確化】

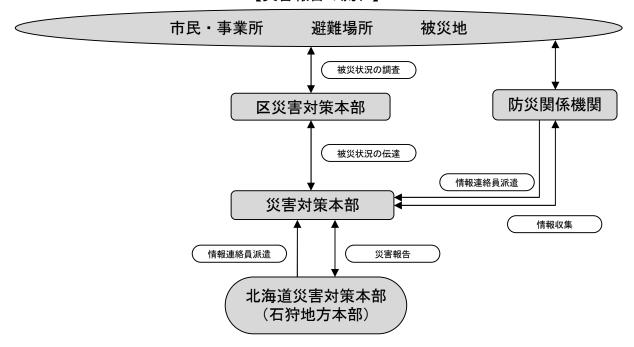
【関連対策】 予防第7節第1項

【法令・計画等】 札幌市災害対策本部の組織及び運営等に関する規程

2 災害の報告

災害対策本部で集約された被害状況や対策の概要については、北海道との情報ネットワークや情報連絡員の派遣等により石狩振興局を通じて速やかに北海道知事へ報告する。

【災害報告の流れ】



【北海道への災害報告要領】

種類	報告の対象	報告時期	報告方法
災害情報	・人的被害、住家被害が発生したもの	災害の経過に応じて、 逐次報告	文書又は 電話・無
被害状況報告 (速報)	・災害救助法の適用基準に該当す る程度のもの	被害発生後、速やかに 件数を報告	線等
被害状況報告 (中間報告)	・災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの ・当初軽微であっても、今後拡大 し発展する恐れのある場合又は 石狩管内全体から判断して報告	被害状況が判明次第報告。 また報告内容に変更が生じた場合はその 都度報告	
被害状況報告 (最終報告)	を要すると認められるもの ・震度4以上を記録したもの ・社会的影響からみて、報告の必 要があると認められるもの ・その他特に指示があった災害	応急措置の完了後、15 日以内に報告	文書

第2 災害時広報活動

1 市民への災害広報の充実

災害時における広報は、人心の安定と社会秩序の維持を図る上で非常に重要であることから、時間の経過とともに変化する市民ニーズや被災者を取り巻く状況に対応した情報を、その時点で活用できる広報手段を用い、市民に適宜、的確に周知する。

平常時から、応急措置の実施方法、行政の対策等について市民へ情報提供を行うとともに、災害時においては被害の状況、行政の応急対策等の情報について、市民に対し迅速かつ的確に周知するよう努める。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	・防災情報提供活動のため の準備、各報道機関への 情報提供を行う。	・被害状況、避難状況、ライフライン情報などを収集する。 ・プレスセンターを設置する。 ・報道機関を通じて情報提供する。 ・避難場所において情報を張り出す。
24 時間	・各広報手段を利用した情報提供の準備を行う。	・報道機関を通じた情報提供を継続する。 ・ホームページ、SNS、緊急速報メール、防 災アプリ等により情報を提供する。 ・行政以外の機関、まちづくりセンター、 自主防災組織と連携し情報提供を行う。 ・災害時コールセンターを設置する。 (※第3項 災害時広聴活動に記載)
3日	・災害救援臨時広報紙等を 用いた情報提供を行う。	・災害救援臨時広報紙を作成する。 ・テレビ・ラジオにより広報する。

2 広報内容と手段

災害当初は、総務部広報班の媒体を介した広報活動だけでなく、各区や避難場所などの災害応急現場での職員一人ひとりの情報提供活動が非常に重要なため、職員は積極的に情報収集及び市民への情報提供を行うこととする。

(1) 時間経過に応じた広報

ア 災害発生直後の広報

混乱防止情報、生存関連情報等を中心に、広報車、ホームページ、SNS、緊急速報メール、防災アプリ、コミュニティFM等による札幌市からの直接広報のほか、避難場所の避難者向けに伝達された情報の張り出し掲示等による広報を行う。

また、広範囲かつ迅速に市民への情報提供を行うため、ラジオ(AM・FM波)・テレビ(地デジ)・新聞等のマスコミへの情報提供による広報を積極的に行う。

イ 生活の再開時期からの広報

市民生活の再開の程度は様々な段階があるため、その段階に応じた情報を適切に広報する。

複雑な行政関連情報は、文字による広報を中心に迅速かつ的確に広報する。災害救援臨時広報紙の発行・配布体制を充実させ、様々な方法で避難者への広報に努める。

〇第1段階

災害発生直後の生存のための情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となる。生活関連情報、各種行政施策を、避難場所を中心に様々な広報対象者に迅速かつ的確に広報する。

〇第2段階

ライフラインの復旧が進むにつれて、被災の影響が少ない市民は通常生活を 再開するので、一定時期になると、通常生活を行う市民に対する通常の行政サ ービスに関する広報も必要となる。

〇第3段階

避難場所での避難生活から応急仮設住宅での個々の生活が開始されるとともに、大部分の市民が通常生活を送るような時期になると、被災者向け情報と併せてそれ以外の市民向け情報の提供が必要になる。

【提供する情報と手段】

	【提供する情報と手段】					
時間	広報 内容	対象	提供情報	情報整理部	手段	
災害発生	混乱防止情報 混乱防止情報	全市民	〈二次災害防止情報〉 ・出火防止情報 ・余震情報、今後の地震予測 情報	消防部 本部事務局	・ラジオ・テレビ・新 聞等のマスコミへ の情報提供による 広報	
 			< 救助活動状況> ・ 救援活動情報 ・ 人命救助の協力呼びかけ ・ 全国からの救援の状況	消防部	・避難場所の避難者 向けに伝達された 情報の張り出し掲 示による広報	
災害発生直後から3日くらいまで			〈避難指示等の情報・避難場所関連情報〉 ・避難時の注意 ・避難時の車の使用制限 ・避難場所の情報	本部事務局 消防部 区災害対策本部	・ホームページ、SNS 等による市からの 直接広報・直接広報の実施に 向けた移動手段の 確保(自動車、自転 車)	
	生存関連情報	・安否確認情報	本部事務局、区 災害対策本部	・災害用伝言ダイヤルの活用		
	情報		・遺体安置情報	区災害対策本部		
	生 生 活 関 連 情 報	全市民	〈医療関連情報〉 ・医療機関の受入れ情報 ・臨時開設された医療施設情報 ・専門治療(透析等)医療関連 情報	医療対策本部 保健福祉部	※「混乱防止情報」と 同様	
			〈水・食料の救援物資情報〉 ・水の拠点配給場所 ・物資等の配給状況 ・救援物資の受入れ情報	本部事務局 水道部 経済観光部、区		
			・ライフライン復旧情報	建設部、下水道河川部、水道部、水道電、水道電気 (株) 北海道電道電流 (株)、北海道電道では、北海道では、北海道では、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、		
			〈交通・道路情報〉 ・公共交通機関の復旧情報 ・道路情報(交通規制等交通 障害) ・崖崩れ・崩壊危険箇所情報 ・代替交通機関の情報	建設部、都市部、 交通部、交通機 関各社、北海道 開発局		

【提供する情報と手段(続き)】

時	間	広報 内容	対象	提供情報	情報整理部	手段
生活再開時期以後	第1段階	生活関連情報	避難者、避 難場所外の 市民	・住宅関連情報 ・各種相談窓口情報 〈教育関連情報〉 ・学校の休校・再開情報 ・避難場所・地域での生活 情報	都市部 総務部、区災 害対策本部 教育部 区災害対策 本部	・文字情報としての災害救援にはないで報復をでするにない。 ・ラジオ・テンコミ の情報提供による の情報提供による
		行政施策情報(災害関連情報)	避難者、避難場所外の市民、市外避難者	・住宅関連情報 ・り災証明情報 ・各種減免措置情報 ・義援金情報 ・機療家屋・がれき・処理関連情報 ・各種貸付・融資制度情報 ・見舞金等支給情報 ・見舞金等支給情報 ・通常の行政サービス情報等	都市部 財政部 市民文化部庶 務班 建設部 報市部 環境 経済観光部 保健福祉部 各部	本語報報 ・遊離 ・遊離 ・遊離 ・遊離 ・遊離 ・一時 ・一時 ・一時 ・一時 ・一時 ・一時 ・一時 ・一時
	第2段階	連情報 (災害関連情報)	避難者、避 難場所外の 市民 避難者、避 難場所外の 市民、市外 避難者	・「生活再開時期以後・第1 段階生活関連情報」と同様 ・「生活再開時期以後・第1 段階行政施策情報」と同様		番組制作)による広報 ※「生活再開時期以後・第1段階 生活関連情報」と同様 ※「生活再開時期以後・第1段階 行政施策情報」と同様
	第3段階	(一般情報) 被	被災の影響 が少ない市 民(通常生 活を再開し た市民) 被災の影響	・通常の行政サービス情報 ※「生活再開時期以後・第1 段階行政施策情報」の情報も併せて提供する。 ・通常の行政サービス情報		・避難者向けの情報発信と並行して、通常生活を再開した市民向けの情報発信を行う。
		3 段	被災者向け情報 一般情報	が大きい市 民 通常生活を 再開した市 民	のほか、引き続き災害関連情報(第1段階 生活関連情報・災害関連情報参照)の提供・通常の行政サービス情報	

【業務マニュアル等】 災害時における非常放送に関する協定(コミュニティ放送局)

第3章 災害応急対策計画 第3節 災害情報の収集・共有・伝達、広報・広聴

(2)情報伝達困難者への情報提供

被災外国人、聴覚障がい者、視覚障がい者、高齢者等の情報伝達困難者への情報提供を行うため、関係機関との連携を図りながら以下のことを行う。

- ○通訳者の派遣
- ○多言語、点字、音声、文字情報(ホームページ、SNS、FAX、災害救援臨時広報紙等)による情報提供体制の構築
- ○字幕放送、ワンセグ、ラジオや携帯電話での広報・広聴手段の整備
- ○イラストによる災害情報の提供

(3) まちづくりセンターや行政以外の機関との連携

避難場所以外に、まちづくりセンター(区本部地区連絡班)において災害情報の掲示を行うとともに、各自治会へ災害情報を提供し、地域住民にくまなく情報を提供できるようにする。

また、帰宅困難者への対応として、コンビニエンスストア・郵便局・スーパーマーケット・ガソリンスタンド・学校等行政以外の機関に対して、情報の張り出しなど、協力要請を行う。

3 災害救援臨時広報紙の作成

文字情報としての広報紙による広報は、被災者にとって重要な情報を入手する手段であり、特に行政施策等の複雑な情報を被災者に的確に伝える手段として非常に有効であることから、迅速に災害救援臨時広報紙を発行する。

(1) 発行

広報さっぽろの印刷を担当したことのある印刷会社と発行に関する協定を締結しており、災害救援臨時広報紙の発行に関するマニュアルに基づき、迅速に発行する。 なお、上記協定には、担当する印刷会社が被災し機能が停止した場合に代わって印刷を行う市外の業者を定める。

(2)配布場所

配布については、平常時での方法(町内会、業者配布など)による配布が不可能で、また、当初は印刷能力の関係で発行部数が限られてしまうので、当該情報をより必要とする人に対しての重点的な配布が必要となる。このため、当初は多くの被災者が共有して見られる場所(避難場所、区役所等の市関連施設)等へ重点的に配布する。その後、発行部数の増加とともに、市民の立ち寄る場所等の拠点配布を開始する。最終的には、平常時の方法で全市民に配布するよう段階的配布が必要である。

(3)配布手段

交通渋滞により車での各場所への配布ができないため、バイク・自転車・徒歩等、 機動性のあるものを利用するとともに、物資等の配布ルート等を活用して、迅速かつ 継続的に配布することが必要である。

避難場所等には、FAXを利用して災害救援臨時広報紙を送るほか、端末機の整備により災害救援臨時広報紙をデジタルデータ化し電子メールで送信し、それを避難場所でコピーしたり、ホームページで情報発信するなど、様々な方法で避難者への広報に努めることとする。

4 マスコミ(報道機関)との連携

報道機関との連携を密に図りながら、迅速かつ確実な市民広報を行う。なお、災害に関する情報は、災害対策本部で取りまとめたものを、「災害時プレスセンター」を通じて提供することとする。

「災害時プレスセンター」

災害発生直後に、市本庁舎内に設置。報道機関への情報提供及び取材対応は、原則、同プレスセンターが統括的に行うこととするが、各部・区本部で完結する事項についてはそれぞれの部局が行い、事後に災害対策本部へ報告することとする。また、報道機関への情報提供に当たっては、電話・FAX・電子メールなどを活用するほか、プレスセンター内に情報掲示板を配置し、災害対策本部に集まる情報をその都度提示する。

【関連対策】 予防第10節第7項

第3 災害時広聴活動

総務部広報班及び区本部は、災害後の市民意識や市民ニーズを把握し、市民生活の不安の解消を図るため、災害状況が鎮静化し始めた段階で、できるだけ速やかに有効な広聴体制の確立を図り、災害時の広聴・相談活動を実施する。

1 災害時コールセンターの開設

総務部広報班は、札幌市コールセンターを通常業務と並行し、災害時コールセンターとして、災害対策本部、関係部、関係機関等と密に連携し、市民からの問合せに対する回答や情報収集などの対応を行う。

2 災害時相談窓口の開設

市民からの相談に対応するため、総務部広報班は「災害時相談窓口」を設置する。また区本部は、「区災害時相談窓口」を設置する。同時に関係部は、相談要員を災害時相談窓口へ派遣するなど協力体制を構築する。

災害対策本部をはじめ関係部や関係機関と連絡を密にしながら、市民からの相談事項を的確に処理する。

3 災害市政外相談の実施

総務部広報班は、災害によって生じる専門的な問題の迅速な解決に役立ててもらうため、弁護士会等の専門相談員派遣窓口へ派遣を要請し、法律相談などの市政外相談体制を整える。

4 市民ニーズの把握

総務部広報班は、災害発生後におけるそれぞれの時期での市民ニーズをきめ細かく聴取するため、情報収集を図るとともに、収集した情報や災害時コールセンター等での問合せなどの情報をもとに、相談の内容・種類を整理し、市民が必要としている行政サービスや解決すべき問題などの把握に努めることとする。

また、陳情や手紙などで寄せられた苦情・要望等は、関係部又は関係機関へ照会や連絡を行い、適切な対応を行うとともに、その回答、対応状況に合わせて、時系列に記録を取る。

第 4 節 応援派遣要請

	この節の対策を担当する機関					
	この節の対策	主管部班	関係機関・団体			
第1	応援体制	各部関係班	関係機関			
第2	自衛隊の災害派遣要	本部事務局統括班	石狩振興局、陸上自衛隊第			
	請		11 旅団			
第3	緊急消防援助隊の要	消防部警防班	北海道、消防庁			
	請					
第4	応援協定に基づく要	各部関係班	協定締結企業等			
	請					

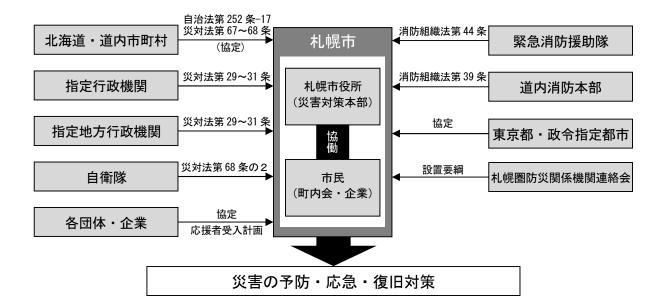
この節の対策で想定される事態と課題

- ○大規模な地震災害では、全壊・半壊する建物が夏季で約4万棟、冬季で約6万棟、 被災者は夏季で約13万人、冬季で約16万人発生することが想定され、要配慮者 への支援や飲料水、食料、物資の供給、上水道、下水道を含むライフライン障害の 復旧など、札幌市のみの対応では困難な状況が想定される。
- ○地震発生の直後には、多くの被災現場で負傷者の救出、医療救護活動、消火活動等を迅速に行う必要があるが、札幌市の消防力や医療活動に従事する者の数が不足すると予測されるため早期の応援体制が必要となる。
- ○自衛隊、緊急消防援助隊などの関係機関への応援要請にあたっては、いち早く被 災状況を把握するなど、迅速な情報収集と的確な判断による対応が必要となる。
- ○迅速な応援者の受入れのため、「札幌市応援者受入計画」に基づく応援派遣機関に 対する窓口の明確化、受入体制や応援職員の活動環境等の整備が必要となる。

第1 応援体制

札幌市の災害対策は、札幌市及び市民が中心となり実施するものである。

しかし、地震の規模や被害状況から札幌市のみでは対応できない場合があり、災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定によって、次のような関係機関・団体と広域的な連携体制がとられている。



第2 自衛隊の災害派遣要請

甚大な被害が発生し、札幌市のみでは対応しきれない場合、札幌市は速やかに自衛隊の災害派遣要請を行うとともに、自衛隊は状況に応じ、又は自主派遣によって被災者の救助や支援を実施する。この際、人命救助を行うため、市内公園・緑地に活動拠点を設ける場合がある。

派遣要請・・・災害対策基本法第68条の2、自衛隊法第83条第1項

本部長(市長)は、地震の規模や被害の状況などにより、自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合は、直ちに北海道知事(石狩振興局地域政策課)に災害派遣を要求するとともに、自衛隊へ情報提供を行う。

知事へ派遣を要求する場合は、次ページに示す派遣要請事項を明らかにした文書により依頼するが、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を送達する。

直接要請

市長は、人命の緊急救助に関し、知事(石狩振興局)に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事と指定部隊との連絡が不能である場合等のときは、指定部隊の長に直接通知することができる。(この場合、速やかに石狩振興局に連絡し、正規の手続をとる。)

【派遣要請事項】

- ○災害状況及び派遣を要請する事由
- ○派遣を希望する期間
- ○派遣を希望する区域及び活動内容
- ○派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

|自主派遣|・・・自衛隊法第83条第2項

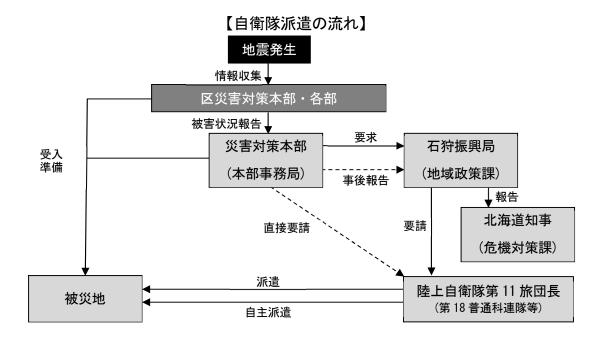
地震規模や災害の状況等により、特に緊急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがないと認められる場合、自衛隊は要請を待つことなく部隊を派遣することができる。

【自主派遣の基準・・・「防衛省防災業務計画」から】

- ○災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊 が情報収集を行う必要があると認められること。
- ○災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援措置をとる必要があると認められること。
- ○災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が 人命救助に関するものであると認められること。
- ○その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき。

【自衛隊「札幌震災対処計画」の概要】

陸上自衛隊北部方面隊では、札幌市で大規模な地震の発生により甚大な被害が発生した場合は、通常の派遣担当部隊である陸上自衛隊第11旅団(札幌)のみならず、第7師団(千歳)、第2師団(旭川)、第5旅団(帯広)の事前に指定された部隊が災害応急対応にあたる。



第3 緊急消防援助隊の要請

大規模な災害発生により、札幌市の消防力で対応が困難な場合は、広域的な消防応援 により災害対応を行う。

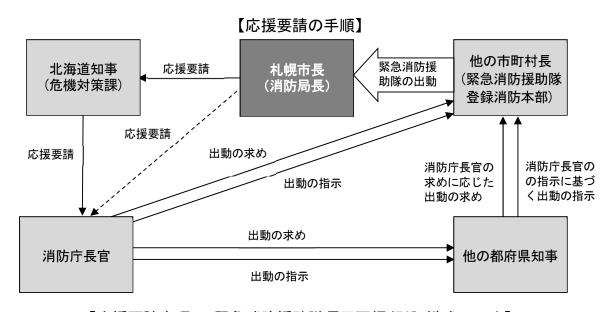
応援要請・・・消防組織法第 44 条

本部長(市長)は、災害の規模、被害の状況から本市消防力及び道内の消防応援だけでは対応が困難と判断し、緊急消防援助隊による応援活動が必要と判断した場合、消防組織法の規定に基づき、北海道知事を通じて消防庁長官に緊急消防援助隊の応援要請を行う。

ただし、知事に連絡がとれない場合は、直接、消防庁長官に対して要請するものとする。

消防庁長官指示…消防組織法第 44 条

消防庁長官は、大規模な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、 緊急消防援助隊の出動を指示することができる。



【応援要請事項···緊急消防援助隊運用要綱(別記様式1-2)】

- · 災害発生日時、場所
- ・災害の種別、被害状況
- 応援要請日時
- 必要応援部隊

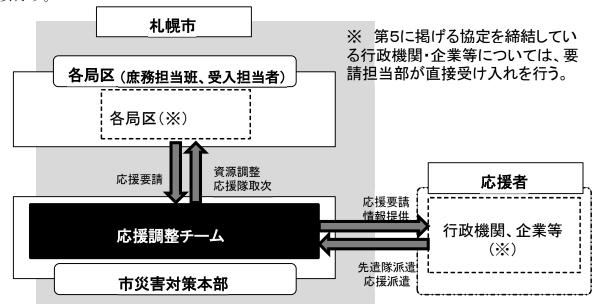
【応援部隊の受入体制】

緊急消防援助隊受援計画(北海道)及び札幌市消防受援計画による

第4 札幌市応援者受入計画に基づく応援受入体制

札幌市業務継続計画の非常時優先業務を実施するため、応援者を速やかに受け入れることを目的に策定した札幌市応援者受入計画に基づき、応援者受入れの本市の総合窓口として、災害対策本部内に応援調整チームを設置する。

なお、「第 5 応援協定に基づく要請」に基づく応援要請については、要請担当部が直 接行う。



※第5に掲げる協定を締結している行政 機関・企業等については、要請担当部が直 接受入れを行う。

第5 応援協定に基づく要請

札幌市は、災害時に関係団体から円滑な協力が得られるよう、応援協定を締結している。

【協定先一覧】

種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部
総合		東京都、政令指	食料・飲料水・物資・資機	本部事務
	に関する協定	定都市	材・車両等の供給、復旧要	局
			員の派遣	
総合	災害時等における北海			本部事務
	道及び市町村相互の応	内市町村		局
40.4	援に関する協定			1. 4p 4 76
総合	la contraction of the contractio		施設の利用や集配業務を	
	便(株)北海道支社と札		通じた被災状況の情報提供の対対	同
	幌市間の協力に関する		供、広報活動等の協力	
総合	協定 札幌圏防災関係機関連	【北川県選】	 消火救助救急等の連携、災	
	和院園的火角所機 角 度 絡会		害情報の収集伝達、緊急物	
			音情報の収集四壁、系心物資の調達、ヘリコプターの	·
			軍用	
		【関係機関】	Æ/11	
		陸上自衛隊北部		
		方面隊、第一管		
		区海上保安本		
		部、北海道、北海		
		道警察本部		
総合			情報連絡体制の充実、情報	
	る協定書	i i	資料の共有、防災訓練・防	
		通科連隊	災に関する会議等への参	
40.4	PL ///) - F > LL [+ -L	45 LL.	加	1. 4p 4 76
総合	防災に係る連携協定	熊本市	人員や物資に係る協力支	
ΔΑΑ Λ	11 4E + 1 14E + 1.24		援密外性投资的特别	局士如事來
総合			寒冷地域における防災・減災に関する研究はよれば	
	及い国立研究開発伝入 防災科学技術研究所の		災に関する研究および活動な推進	同
	包括的連携協力に関す		到で作用	
	る協定	11) 7L/7 		
総合		北 貝 丁 業 大 学		建設或道
	む防災研究センターと			路工事班
	札幌市建設局との防災・	,)	
	減災に関する包括連携			
	協定			
情報	避難場所広告付看板に	NTT北海道電	避難場所の表示	本部事務
	関する協定	話帳(株)		局
情報	災害時の広報印刷物発	山藤三陽印刷	災害時における広報印刷	総務部広
		(株)、(株)須田	物発行	報班
		製版		

種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部
情報	災害時における相談業	札幌地域災害復	災害時市政外相談窓口等	総務部広
		興支援士業連絡 会		報班
情報	報の通報及び収集に関	ヤー協会、(一	有線回線の途絶時に災害 情報を消防局消防指令管	
		業協会	制センターに通報	
情報	震度情報等の提供に関 する協定 	札 幌 管 区 気 象 台、北海道	震度情報を提供し、災害応 急対策及び災害復旧等に 寄与	
情報	災害多言語支援センタ 一の設置・運営に係る協 定		外国籍市民の被害軽減の ため、多言語による情報提 供及び相談対応	
情報		(一社)北海道警 備業協会	災害情報を消防局消防指 令管制センターに通報	消防部警防班
情報	災害発生時等における 外国人向け情報発信に 関する協定		災害時等における外国人 市民への情報提供	総務部国際班
通信	札幌市防災行政無線局 の設置に関する協定	関係機関 災害時基幹病院	災害対策に関する情報連 絡	本部事務局
通信	放送等に関する協定	札幌及び(株)ジュピターテレコ ム札幌メディア センター		報班
通信	送に関する協定	送局	災害時における市民への 情報提供	局
通信	災害対策基本法施行令 第 22 条に基づく協定 	北海道警察本部	災害に関する緊急通知等 に係る警察の有線電気通 信設備や無線設備の使用	
通信	情報連絡体制に関する 協定	海道札幌方面厚 別 警 察 署 、 (株)BIPSC	厚別区役所、厚別消防署、 厚別警察署が提供する災 害等情報を、株式会社 BIPSC(コミュニティFM) が放送	部総務•情報班
通信	l .	豊平警察署、 (株)エフエムと	相互の情報連絡体制を確保し、株式会社エフエムとよひらが非常放送を通じて区民に災害情報を提供	部総務・情
消防	北海道広域消防相互応 援協定	部	消防隊、救助隊、救急隊又 は情報収集等を行う支援 隊による陸上応援や航空 隊による航空応援	防班
消防	火救難業務に関する協 定	空港事務所、陸	民間航空機の事故・火災等 の災害時における、関係機 関による消火救難業務	

種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部
消防	· ·		傷病者のうち、軽傷者の搬	消防部警
	おける傷病者の搬送業			防班
	務に関する協定	幌寝台自動車		
201417-1-	FWH I I I I WITH II	(株)		M/ 다는 수를 #6
消防			大規模火災の消火用水等	
	水等の供給協力に関す る協定	ーラホトリンク (株)、イオン北		防班
		(株)、イオン北 海道(株)、アサ		
		ヒビール(株)北		
		海道工場		
消防			コンクリートミキサー車	消防部警
	ける消防用水等の搬送	ト(株)	による消火用水の搬送	防班
	協力に関する協定			
消防	緊急消防援助隊が宿営		全道、全国からの消防の応	
	する施設の活用に関す		援部隊の宿営施設等の提	防班
201417-1-	る協定	/ <u> </u>	供以及用於上海供收入工	2017 IZ
消防			消防署等に避難した市民の対応の対応を対象を	
	消防活動の支援に関す る協定	父及宏	の対応や被害情報収集等の支援	沙班
消防	_ *** =	<u> </u>	ンス版 大規模災害時における消	治 片 並 治
11197	16岁1979 <i>5小</i> 03友 励足 		防団の相互応援	防庶務班
		市、石狩北部地		1) 2 W (1) 1 ST
		区消防事務組合		
医療	札幌市地域防災計画に	(一社)札幌市医	医療救護班の派遣や応急	保健福祉
			処置等の医療救護活動な	部医療救
	護活動に関する協定	幌歯科医師会、		護班
		(一社)札幌薬剤		
E		師会 / おいまを送屋	(() 字吐にわけて医薬日の	加神行机
医療	札幌地域防灰計画に基 づく災害時における医		災害時における医薬品の	部医療救
	薬品等の供給等に関す	架叩即冗柔励云	六和	護班
	る協定			10支少4
医療		北海道、陸上自	札幌飛行場における航空	保健福祉
			搬送拠点臨時医療施設の	
	関する協定	隊、国土交通省	設置及び運営	整班
		東京航空局丘珠		
		空港事務所		
輸送			災害時における自動車輸	
	輸送の協力に関する相			部経済庶
	互協定書	日本通運(株)札 幌支店、ヤマト		務班
		幌文店、イマト 運輸(株)札幌主		
		管支店、佐川急		
		便(株)北海道支		
		店、北海道福山		
		通運(株)		

種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部
輸送	災害時の輸送など安全	暁交通(株)	災害時における緊急輸送	
	で安心して暮らせるま		など、安全で安心して暮ら	
	ちづくりを進める連携		せるまちづくりを進める	班
千分/六	協定書	上川左原(州)川	もののはないよる場合は	公子 妇 小
輸送			災害時における物資の輸送物力に関する物質	
	輸送協力に関する協定 書		送協力に関する協定	部 経 済 庶 務班
輸送			災害時における自動車輸	
		· ·	送及び荷役等の協力に関	
	互協定書	ワーク	する協定	務班
交通			市内の緊急輸送道路の交	
7-7-			通誘導、避難場所の警備	
交通			避難場所等への自転車の	
	サイクルの利用等に関			局
		株式会社ドコ モ・バイクシェ		
		て・ハイクンエア		
交通	災害時における竪急輸	<u>/</u> (一社)札幌ハイ	 応急対策等に必要な機材、	本部事務
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			物資、人員、要配慮者等の	
		. 7937		消防部警
			災害状況及び被害情報の	防班
			収集・通報	·
保安	防災管理体制に関する		災害時における市民の安	
	協定書		全確保についての相互支	
it Vi	Market San San Market II	- 0 1112 - 1	援	道班
物資			災害時における資機材の	
		ス株式会社、(一	供給	局
		社) ジャパン・レ		
		ンタル・アソシ エーション		
物資	災害時における応急生			太 部 重 淼
沙泉	活物資の供給に関する		ベッド等の供給	局
	協定			/ - 3
物資	全国中央卸売市場協会	都府県市	緊急・応急的措置として、	経済観光
	災害時相互応援に関す			部市場班
	る協定			

種別 協定名 協定先 協定内容 物資 災害時における消費生 イオン北海道 災害時において生活物資活の安定及び応急生活 (株)、生活協同を供給するとともに、価格物資の供給等に関する 組合コープさっ 高騰の防止など、物資の安相互協定 ぽろ、(株)伊藤 定供給について 園、(同)西友、サッポロホール ディングス(株)	部経済庶
活の安定及び応急生活 (株)、生活協同を供給するとともに、価格物資の供給等に関する組合コープさっ高騰の防止など、物資の安相互協定 ぽろ、(株)伊藤 園、(同)西友、サッポロホール	部経済庶
物資の供給等に関する組合コープさっ高騰の防止など、物資の安相互協定 「よろ、(株)伊藤定供給について 園、(同)西友、 サッポロホール	
相互協定 超、(株)伊藤 定供給について 園、(同)西友、 サッポロホール	
サッポロホール	
ディングス(株)	
及びサッポロビ	
ール(株)、日糧	
製パン(株)、	
(株)ビバホー	
ム、(株)セブン	
-イレブンジャ	
パン、スターフ	
エスティバル	
(株)、(株)セコ	
マ、(株)セイコ	
ーフレッシュフ ーズ、(株) 北燦	
食品、(株)サツ	
法人コメリ災害	
センター、(株)	
ローソン、(株)	
ラルズ、コアレ	
ックス道栄	
(株) 、(株) 東光	
ストア	
物資 道内卸売市場による災道内 26 市の地 生鮮食料品の安定供給の	
	部市場班
物資電光掲示板付き自動販北海道コカ・コ電光掲示板付き自動販売	
売機による協働事業に一ラボトリング機による防災情報の提供	
関する協定 (株) 及び販売機内商品の提供	も庶務班、
	白石区本部総務・情
	報班、
	清田区本
	部総務・情
	報班、
	西区本部
	総務・情報
	班
物資 災害時における資機材株式会社ダイワ災害時におけるレンタル	
のレンタルに関する協テック 資機材の提供	局
定	
燃料 災害時における燃料等札幌地方石油業自動車・庁舎等の施設にお	
供給の協力に関する協協同組合ける非常電源や、避難場所	局
定 運営のため燃料供給	

横別 協定名 協定先 協定内容	局 本部事務 局
ス供給の協力に関する Pガス協会石狩 物資の供給とその運搬支 支部 援の協力 燃料 災害等の発生時におけ 北海道エルピー LPガスの応急措置・復旧 る応急・復旧活動の支援 ガス災害対策協 に関する協定	局 本部事務 局
燃料 災害等の発生時におけ 北海道エルピー LPガスの応急措置・復旧	局
る応急・復旧活動の支援 に関する協定 燃料 災害時の避難所等にお ける次世代自動車から の電力供給の協力に関 する協定 大規模火災現場のLP ガス設備撤去等 燃料 災害時の避難所等にお に構)、札幌トヨ の電力供給の協力に関 を はる次世代自動車から に株)、札幌トヨ の電力供給の協力に関 を は、、たヨタカ には、、トヨタカ には、、トヨタカ には、、トヨタカ には、、トコタカ には、、トコタカ には、、トコタカ には、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	局
る応急・復旧活動の支援 に関する協定 燃料 災害時の避難所等にお ける次世代自動車から の電力供給の協力に関 する協定 大規模火災現場のLP ガス設備撤去等 燃料 災害時の避難所等にお に構)、札幌トヨ の電力供給の協力に関 を はる次世代自動車から に株)、札幌トヨ の電力供給の協力に関 を は、、たヨタカ には、、トヨタカ には、、トヨタカ には、、トヨタカ には、、トコタカ には、、トコタカ には、、トコタカ には、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	局
事、大規模火災現場のLP ガス設備撤去等 燃料 災害時の避難所等にお トヨタ自動 車避難所等への電力供給を ける次世代自動車から (株)、札幌トヨ 目的とした市内自動車販 の電力供給の協力に関タ自動車(株)、 売店の試乗車(燃料電池自 する協定 札幌トヨペット動車、電気自動車、プラグ (株)、トヨタカ ローラ(株)、ネ ッツトヨタ札幌 与を受ける	環境部環
事、大規模火災現場のLP ガス設備撤去等 燃料 災害時の避難所等におトヨタ自動車避難所等への電力供給を ける次世代自動車から の電力供給の協力に関タ自動車(株)、 売店の試乗車(燃料電池自 する協定 札幌トヨペット動車、電気自動車、プラグ (株)、トヨタカインハイブリッド自動車 ローラ(株)、ネ ッツトヨタ札幌 与を受ける	環境部環
燃料 災害時の避難所等にお トヨタ自動 車避難所等への電力供給を ける次世代自動車から (株)、札幌トヨ 目的とした市内自動車販の電力供給の協力に関タ自動車(株)、売店の試乗車(燃料電池自 する協定 札幌トヨペット 動車、電気自動車、プラグ (株)、トヨタカ インハイブリッド自動車 ローラ(株)、ネ などの次世代自動車)の貸ッツトヨタ札幌 与を受ける	
ける次世代自動車から (株)、札幌トヨ 目的とした市内自動車販の電力供給の協力に関タ自動車(株)、売店の試乗車(燃料電池自する協定 札幌トヨペット 動車、電気自動車、プラグ(株)、トヨタカインハイブリッド自動車ローラ(株)、ネなどの次世代自動車)の貸ッツトヨタ札幌 与を受ける	環境部環
ける次世代自動車から (株)、札幌トヨ 目的とした市内自動車販の電力供給の協力に関タ自動車(株)、売店の試乗車(燃料電池自する協定 札幌トヨペット 動車、電気自動車、プラグ(株)、トヨタカインハイブリッド自動車ローラ(株)、ネなどの次世代自動車)の貸ッツトヨタ札幌 与を受ける	
する協定 札幌トヨペット 動車、電気自動車、プラグ (株)、トヨタカインハイブリッド自動車 ローラ(株)、ネなどの次世代自動車) の貸ッツトヨタ札幌 与を受ける	
する協定 札幌トヨペット 動車、電気自動車、プラグ (株)、トヨタカインハイブリッド自動車 ローラ(株)、ネなどの次世代自動車) の貸ッツトヨタ札幌 与を受ける	
ローラ(株)、ネなどの次世代自動車)の貸ッツトヨタ札幌与を受ける	1
ッツトヨタ札幌与を受ける	
	1
(株)、ネッツト	1
ヨタ道都(株)、	
日産自動車	1
(株)、北海道日	
産自動車(株)、	
札幌日産自動車	
(株)、日産プリ	
ンス札幌販売	
(株)、ホンダ技	
研工業(株)、	
(株)ホンダカー	
ズ札幌中央、	
(株)ホンダ四輪	
販売北海道、三	
菱自動車工業	
(株)、北海道三	
菱自動車販売	
(株)	James Andrew Co. 12
燃料災害時における札幌市中和石油株式会地震及び風水害等発生時	
円山動物園への軽油等社における、飼育動物保全の	物園班
燃料の供給に関する協 ための軽油、ガソリンその	
定他の燃料の供給	- 1 >/-
災害時における下水道札幌下水道災害被災した下水道管路の復	
	川部管路
7 - 100	施設班
下水道事業における災(公社)日本下水都道府県を越える広域的	
害時支援に関するルー道協会 な下水道事業関係者間の	
支援体制に関するルール	直調整班
(全国ルール)	
ライフ 下水道災害時における 東京都、政令指大都市の下水道が被災し	
方化 大都市間の連絡・連携体 定都市 た場合の支援体制、役割等	
制に関するルール(大都市ル)	道調整班
ール)	

種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部
ライフ			災害時等に下水処理施設	
ライン			の運転管理業務を継続す	
		たいずる。 援協力会	るための支援等協力	施設班
ライフ	l '		災害時等に下水処理設備	下水道河
ライン			の揚水機能を確保するた	
,		者 13 社	めの支援等協力	施設班
ライフ	19 大都市水道局災害相	東京都、政令指	飲料水の供給、施設の応急	水道部水
ライン	互応援に関する覚書	定都市(千葉市、	復旧等に必要な資器材の	道庶務班
		相模原市を除	提供	
		<)		
ライフ	札幌市水道局と仙台市		被害情報の集約、応援活動	
ライン	水道局との現地調整隊		に関する指揮・命令系統の	
	としての活動に関する		確立、応援活動状況の把握	
	覚書	Introduction	Linda Ida Ida - Harri I I I I I I I I I I I I I I I I I I	1 27/2 100 1
ライフ	札幌市水道局と川崎市		被害情報の集約、応援活動	
ライン	上下水道局との現地調		に関する指揮・命令系統の	· ·
	整隊としての活動に関		確立、応援活動状況の把握	
ライフ	する覚書	小子自士 小協	取名吐油效答軟件 スの地	*
ライン	連携励力に関りる基本 協定		緊急時連絡管整備、その他 災害時の相互応援	が 垣 部 が 道庶務班
ライフ	1000		次音時の相互応援 応援給水(水道水の相互融	
ライン	び維持管理等に関する		通)	道庶務班
1717	協定	111. 477.71111	\/ 	
ライフ	F	(公社)日本下水	災害時における下水道管	下水道河
ライン			路施設機能の早期復旧の	
,		会	ための巡視、点検、調査、	
			清掃、修繕等の業務の支援	
			協力	
ライフ			大規模又は広域的な災害	
ライン	札幌市土木施設等の応		時における土木施設等の	
	急対策業務に関する協		被害拡大防止、被災施設の	
	定		早期復旧のための応急対	
			策に関する業務協力	交通部、
517	※宝味におけっておき	(八九) 人同工士	(公宝はたわけてておせた)	水道部
ライフ			災害時における下水道施設の被害拡大防止被災施	' ' ' - ' '
ライン	放州又援脇刀に関する協定		設の被害拡大防止、被災施 設の早期復旧のための技	
			成の早期復旧のための技 術支援協力	
ライフ	 		応急給水、応急復旧及び応	水道部水
ライン	る協定		急復旧用資材の提供	道庶務班
		支部		\
ライフ	災害時等における水道		応急給水及び水道施設等	水道部水
ライン	の応急活動の応援に関			道庶務班
	する協定書	会		
ライフ	災害時等における水道	札幌市管工事業	応急給水、応急復旧	水道部水
ライン	の応急活動の応援に関			道庶務班
	する協定書			

種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部
ライフ	災害時等における水道	札幌環境維持管	応急給水活動	水道部水
ライン	の応急給水活動の応援 に関する協定書			道庶務班
ライフ	災害時等における水道		応急給水、広報活動	水道部応
ライン	の応急給水活動等の応 援に関する協定書	ター検針委託事 業者		急給水班
ライフ	災害等の発生時におけ	(一財) 北海道電	電力復旧の応急対策・工	本部事務
ライン	る応急・復旧活動の支援 に関する協定		事、収容避難場所等への自 家発電機の手配・設置等	局
ライフ	災害時の応急対策にお		道路等の安全が保たれな	
ライン	ける解体撤去等に関す る協定		い場合の緊急輸送路等の 確保や消防活動時におい て支障となる建物等の解 体撤去等	
ライフ	災害時等における無人	北海道電力ネッ	無人航空機を利用した災	本部事務
ライン	航空機の運用に関する 協定書	トワーク(株)	害時の被害状況の共有	局
ライフ	i i		災害時の情報共有及び復	本部事務
ライン	相互協力に関する基本 協定	(株)・北海道電 カネットワーク	旧における相互協力 	局
		(株)、東日本電信電話(株)		
公共	北海道における災害時		土木施設等の被害の拡大	
施設	等の相互協力に関する 協定		防止と早期復旧	設庶務班
公共			各区災害防止協力会との	
施設	害防止協力会連絡協議		協定における各区単独の	
	会との災害時における		災害防止協力会のみでは	
	連携協力に関する協定		十分な対応がとれない場 合に、区をまたいだ応援協	
			力体制を確立	調整班
公共	区域内に所在する公共	各区災害防止協	区域内の公共土木施設に	
施設	土木施設における災害	力会 等	ついて、被害調査・応急対	策本部
	時の協力体制に関する		策による、被害の拡大防止	
	実施協定 等		と被災施設の早期復旧	
公共		I .	公園及び街路樹等につい	
施設		I .	て、被害調査・応急対策に	
	との災害時等における		よる、被害の拡大防止と被	
	連携協力に関する協定		災施設の早期復旧	Z=+ =7.1
公共 施設	札幌巾と札幌巾設計向 友会における災害時等	I .	災害時等に道路施設及び 河川施設の緊急または応	
加巴拉	の連携協力に関する協		急対策に係る点検・調査業	
	定		務等を行うための支援等	
	/ -		協力	調整班
公共	災害時における市有施	(一社)北海道建	市有施設の応急被害調査	.,
	設の応急被害調査に関			築班
	する協定	札幌支部、(一		
		社)北海道設備		
		設計事務所協会		

種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部
公共		(一社) 北海道土	災害時に札幌市とコンク	下水道河
施設	協力に関する協定	•	リートブロック協会が協	
			力し、土木施設の緊急また	
			は応急対策に係る資材の	_ ~
			調達に関して円滑に進め、被害の拡大防止と土木施	
			阪吉の拡入防止と上不旭 設の早期復旧を図る	
公共	 災害時における市有施		市有施設の応急修理等に	都市部建
	設の応急修理等に関す			築班
	る協定	札幌中小建設業		
		協会、(一社)北		
		海道電業協会、		
		札幌電気工事業		
		協同組合、(一 社)札幌空調衛		
		生工事業協会、		
		札幌市管工事業		
		協同組合、(一		
		社) 札幌電設業		
		協会、札幌弱電		
		設備業協同組		
		合、札幌建具工 業協同組合		
公共			 避難所等での断熱シート	本部事務
施設	る札幌市と札幌塗装工		及びブルーシートの張付	
	業協同組合の応急・復旧		け、浸水等による泥土の洗	
	活動の支援に関する協		净作業等	
4/ [[定			74. 30. 40. 44
公共	札幌市と札幌市測友会		札幌市が管理する札幌市	
施設	との災害時等における 連携協力に関する協定		公共基準点の緊急または 応急に係る点検・調査の実	
	生活物/パートリック 励化		施施に係るが後、調査の大	
公共	地理空間情報の活用促		国土地理院及び札幌市が	建設部道
施設	進のための協力に関す		保有する地理空間情報の	
	る協定		相互活用及び情報、技術等	
<i>t\</i> _11.	(((片 叶 炊) っ いい トフ 壮 三巾		の提供	1 20 to 36
			災害時における本庁舎その他を認め、	
旭汉	利用の協力に関する協 定	作	の他施設の代替施設としての市民ホールの利用に	
			関する協力協定	
公共	災害時等における施設		災害時における本庁舎そ	本部事務
施設	利用の協力に関する協	テル	の他施設の代替施設とし	-
	定		ての札幌プリンスホテル	
<i>t</i> \ 11	巛 		の利用に関する協力協定	7 19 11
		北海道札幌方面	災害時における代替施設の場供等	
施設	制に関する基本協定	豊平警察署、株	V 7 正 一	部庶務班
		式会社札幌ドー		
		ム		
		<u>ل</u>		

種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部
公共	災害対策への協力に関	札幌矯正管区、	指定避難所 (地域) の指定	本部事務
施設	する協定	札幌刑務所、札	及び開設に関する協定	局、東区
		幌少年鑑別所		
環境	災害時における仮設ト	片桐機械(株)	災害時における仮設トイ	環境部ト
	イレの供給協力に関す	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	レの供給協力	イレ対策
	る協定			班
環境			災害時の廃棄物処理に関	
	理に係る相互支援協定	及び一部事務組	する相互支援	務班
一种	最	(八九) 北海	(公字吐)を打損士が行る成	で な かん
環境			災害時に札幌市が行う廃 棄物処理への支援	現場部がれき処理
	1友に関する励化	未具你阳垛励云	来初处在 N/X1版	班の大学
環境	災害時における家庭系	家庭ごみ収集の	大規模災害が発生した場	-)-L
7.1792			合における家庭系一般廃	
			棄物等の円滑な収集運搬	
		管理協会の9団		
구 <u>때</u> [선소	/// r r r t) - 1 - 1 - 1 - 7 t - n L/k	体 11 日本2	(() 中叶)。 () 王 b	
環境	災害時における建設機 械器具の支援に関する		災害時に必要な資材等の	
	機器兵の又接に関する 協定	協会北海道支		局
		部 • 札幌地区部		
		会		
保健	大都市衛生主幹局災害	東京都、政令指	大都市災害時相互応援に	保健福祉
	時相互応援に関する確	定都市	関する協定のうち、衛生主	
	認書			祉庶務班
保健			高齢者や障がい者等の福	
	規模災害時相互応援に 関する覚書	正都巾	祉に係る人材・物資・施設 等について支援	部保健福祉 社庶務班
保健		】 恨古老人 运 补	災害時における要配慮者	
			の施設受入れに関する協	
		社)北海道老人		健福祉班
		保健施設協議会		
保健			災害時における障がい(知	
	入れに関する協定書		的・身体)の施設受入れに	
		絡協議会、札幌		保健福祉
		市知的障がい福 祉協会		班
保健	<u></u>		被災動物救護活動	保健福祉
小座		和 <i>海</i> 道、旭川川、 函館市、(公社)	[[汉少、[5]]7/7]汉中安(白 [5]]	部動物管
	13311 11311 11311 11311 11311	北海道獣医師		理班
		会、(公社) 日本		
		愛玩動物協会		
保健			災害時における遺体の搬	
	関する協定	自動車協会	送	部保健福
				祉庶務班

種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部
保健	災害時における札幌市	富士建設工業	災害時における火葬に要	保健福祉
	里塚斎場の火葬に要す		する人材の派遣と機材の	部斎場班
	る人員の派遣と機材の		提供	
/ D / 6-th	提供に関する協定書			/ http://
保健			避難所生活者等の入浴及	
	場等の協力に関する協 定	亲肠问組合 	ひ生活用水の定供	部生活衛生班
保健			 災害時における要配慮者	
	の設置運営に関する協			部保健福
		幌ホテル旅館協		社庶務班
	/ _	同組合、定山渓		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		温泉旅館組合		
保健	災害時の福祉避難場所		災害時における在校時の	–
	の設置運営に関する協		児童生徒の受入れ	部保健福
t = 1. t.	定			祉庶務班
保健		· ·	福祉避難場所等の運営の	
	生等ボランティアの派 遣協力に関する協定	北海坦大学(大 学院保健科学院		部保健福祉庶務班
	追肠刀に関する肠圧 	子院保健科子院 及び医学部保健		
		学科)、天使大		
		学、札幌保健医		
		療大学、日本医		
		療大学、北海道		
		科学大学		
保健			福祉避難場所等の運営の	
	護福祉士の派遣協力に	護福祉士会	支援	部保健福
	関する協定	11 41 - 4 . 1 - 2 . 2	(()	祉庶務班
	灰書時にわける旅行者 の受入れ等に関する協		災害時における旅行者の	辞) 第 元 部観光班
者		壁		日は年代ノロウエ
	/ =	同組合、定山渓		
		温泉旅館組合		
帰宅	災害時における帰宅困	三井不動産	災害時における一時滞在	本部事務
	難者等の支援に関する		施設の提供等	局
者		ぽろテレビ塔		
1 '			災害時における一時滞在	
	幌文化芸術劇場及び札		施設の提供等	部緊急応
者	幌文化芸術交流センタ			援班
	一)の一時滞在施設運営 に関する協定			
帰宅	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u> </u>	 災害時における一時滞在	市民サル
	施設の一時滞在施設運			部市民生
者		性活動協会	MEBY - 1 VE D. / /1	活班
			災害時における一時滞在	
困難	難者の支援に関する協		施設の提供等	育庶務班
者	定			
			災害時における一時滞在	
	難者等の支援に関する	庫	施設の提供等	局、
者	協定			

札幌市地域防災計画 地震災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節 応援派遣要請

種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部
復旧	災害時における宅地の	(一社) 地盤品	災害発生時に行う宅地の	都市部都
•	防災に関する協定	質判定士会	災害対策業務及び宅地の	市庶務班
復興			災害予防のための啓発活	
			動	
復旧	災害時応急危険度判定	(一社) 北海道	地震災害発生時における、	都市部建
•	活動連携協定	建築士会 札幌	札幌市が行う応急危険度	築指導班
復興		支部	判定活動等への協力	

第5節 消防活動

	この節の対策を担当する機関			
	この節の対策	主管部班	関係機関・団体	
第1	消火活動	消防部	(一社)札幌ハイヤー協 会、(一社)北海道警備業	
第2	救助・救急活動		協会、(株)札幌民間救急 サービス、札幌寝台自動 車(株)	

この節の対策で想定される事態と課題

- ○市内の各所で建物の倒壊によって救出の要請が殺到するが、資機材等の不足により、救出活動が遅れる。
- ○地震発生直後から、市内の各所で火災が発生し、消火の出動要請が消防署に殺到するが、火災件数が多く、すべてに対応することは不可能となる。消防車両が火災現場へ駆けつけるが、道路の渋滞等によって到着が遅くなる。
- ○大規模火災が発生した場合等では、市外の消防力の応援も必要となる。
- ○水道管の破損等によって、消火栓が使用不能となり消火活動が困難となる。
- ○停電した場合には、電力復旧時に、電気機器の電源が入った状態での再通電に起因する、通電火災が多発する可能性がある。

第1 消火活動

地震により火災が発生した場合は、高所監視カメラ、消防ヘリコプターからの映像情報、活動中の各消防隊や各消防団からの情報、協定に基づく(一社)札幌ハイヤー協会・(一社)北海道警備業協会や市民からの通報等により情報収集し、消防部隊の運用等の方針を決定する。

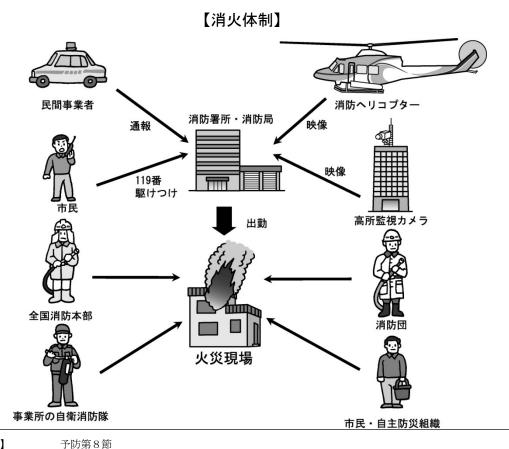
同時多発火災が発生した場合は、避難場所や病院など市民生活に影響がある施設、火災の拡大により市民に重大な危険が迫っている地区等を優先して消火する。水道管破損のために消火栓が使用できない場合は、耐震性貯水槽、河川水、プール、ビルの受水槽等の水利を活用する。

大規模な地震が発生した場合は、北海道広域消防相互応援協定に基づき北海道内の消防本部に応援を要請するとともに、全国の消防本部には緊急消防援助隊の出動を要請する。

現場では消防団、事業所の自衛消防隊、町内会の自主防災組織等と連携し消火活動を 行う。

【消火活動の原則】

- ①重要地域優先:人命の危険及び延焼拡大危険の高い地域
- ②重要対象物優先:公共施設、医療施設、福祉施設、学校等
- ③避難場所及び避難路の確保優先:避難場所、避難路
- ④市街地優先:危険物施設及び大規模工場等から出火した場合は、市街地延焼 火災を優先
- ⑤消火可能地域優先:同じ優先度の場合は、消火可能地域を優先



【関連対策】

【業務マニュアル等】

札幌市消防局警防規程、札幌市消防局警防活動要領、札幌市消防団災害活動要綱、大規模災害発生時の情報の通報及び収集に関する協定書、北海道広域消防相互応援協定、札幌飛行場における消火救難業務に関する協定、震災時における消防用水等の供給協力に関する協定、大規模火災における消防用水等の

搬送協力に関する協定

第2 救助・救急活動

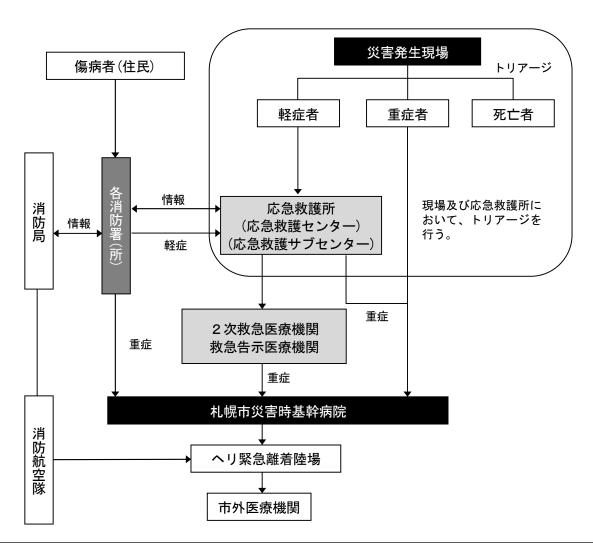
救助活動は、地域住民、警察、自衛隊と連携し、活動分担を明確にして効率のよい活動を実施する。救助活動は、消火活動との関連から、火災現場や重要な施設での救助を優先的に実施する。重機等の機材が必要な場合は、災害対策本部等を通じて、建設業者等の協力を要請する。

救助された傷病者のうち、重症者は災害時基幹病院へ救急車で搬送し、軽症者は応急 救護所へ、民間救急車、消防団等が搬送等を行う。市外の医療機関へはヘリコプターに て搬送する。

【救助活動等の原則】

- ①火災現場優先:火災現場における救助を優先
- ②重要対象物優先:公共施設、医療施設、福祉施設、学校等における多数の救助 を必要とする施設を優先
- ③活動効率重視:短時間により多数の救助が可能な現場を優先
- ④重症者優先:救命措置が必要な重症者を優先

【救急活動の流れ】



【関連対策】

予防第8節

【業務マニュアル等】 札幌市消防局警防規程、札幌市消防局警防活動要領、大規模災害等発生時における傷病者搬送に関する 協定書

第6節 応急医療・救護

	この節の対策を担当する機関			
	この節の対策	主管部班	関係機関・団体	
第1	応急救護体制	保健福祉部医療調整班、区本部保健医療班	(一社)札幌市医師会、(一社)札幌歯科医師会、(一社)札幌歯科医師会、災害社)札幌薬剤師会、災害派遣医療チーム(DMAT)、自衛隊(衛生隊)、日本赤十字社	
第2	医薬品・医療資器材・ 血液等の確保	保健福祉部医療調整班、区本部保健医療班	(一社)札幌市医師会、(一社)札幌歯科医師会、(一社)札幌歯科医師会、(一社)札幌薬剤師会、北海道赤十字血液センター、(一社)北海道医薬品卸売業協会	
第3	避難所等における保 健医療活動	保健福祉部保健所班、区本 部保健医療班、区本部避難 所班	(一社)札幌市医師会、(一社)札幌歯科医師会、(一社)札幌瀬利師会、(公社) 北海道柔道整復師会札幌 ブロック	

この節の対策で想定される事態と課題

- ○地震発生時には、建物の倒壊、家具の転倒、窓ガラスの飛散、落下物等により同時に多数の傷病者が発生する。地震直後には、これらの傷病者が救護所、医療機関に一度に集中するため、最優先治療対象者を選別するトリアージを行うことが必要である。
- ○病院等医療機関の建物や職員の被災、断水、非常用発電機や燃料の備蓄不足等に伴い、医療活動の継続が困難となり、機能停止する医療機関が発生する。
- ○市内の医療機関での病床の不足、機能の低下に伴い、傷病者の広域搬送が必要となる。
- ○道路の渋滞等により救急車による搬送に時間がかかる。
- ○地震災害では挫滅症候群(クラッシュシンドローム)といった傷病者への対応が必要となる。
- ○避難所生活が長期にわたると、被災者や救援者の間に風邪が流行したり、ストレス 反応、PTSD(心的外傷後ストレス障害)及び適応障害等の状態に陥る者が発生す るほか、慢性疾患患者に対する治療の継続、高齢者に対する保健指導等の必要性が 生じる。

第1 応急救護体制

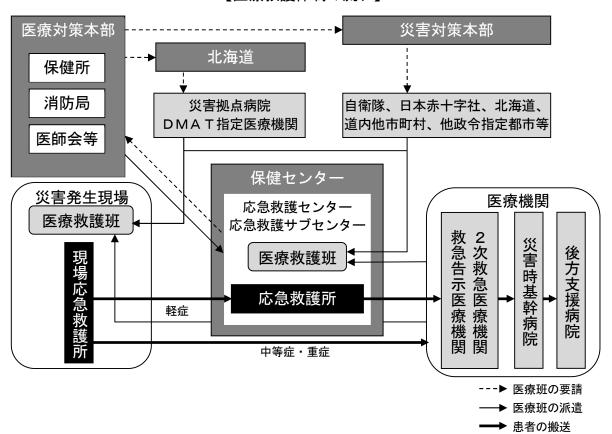
災害発生時には、各区の保健センター内に「応急救護センター」を設置し、医療情報の収集、医療班の編成・派遣等、区単位の医療対策を実施する。「応急救護センター」内には、「応急救護所」を設置し、発災現場から搬送された傷病者のトリアージ、応急手当等を行い、重症者を基幹病院等の医療機関に搬送する。また、必要に応じて近隣の学校等に「応急救護センター」の機能を補完する「応急救護サブセンター」を設置する。保健所内には、医療救護活動の関係団体の責任者等で構成される「医療対策本部」を設置し、市全体の医療救護活動の調整を行う。

一方、慢性疾患により透析が必要な患者に対する治療は、市内の医療機関で行うほか、 近隣都市及び道内主要都市に移送し対応する。挫滅症候群(クラッシュシンドローム)等 の緊急に透析が必要な患者に対する治療は、災害時基幹病院等、集中治療設備(ICU) を有する医療機関で対応するが、医療機関が被災した場合は、他都市の医療機関に応援 を要請する。

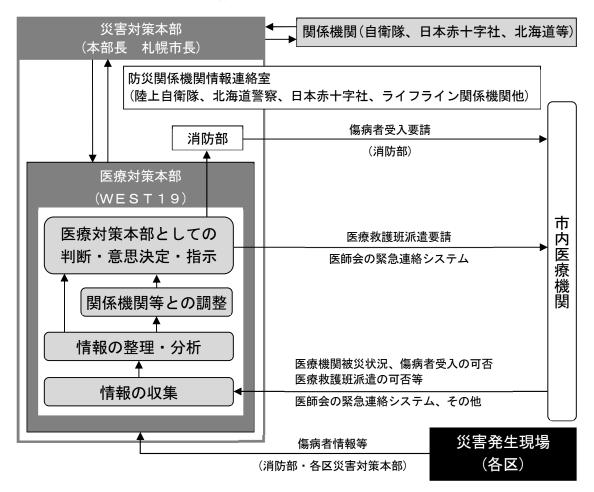
精神科医療については、災害時精神科医療基幹病院等により対応し、必要に応じてDPAT(災害派遣精神医療チーム)の派遣を要請する。

保健所の役割	①各区における医療救護活動に関する総括、総合調整
(医療対策本部)	②応急救護センターの支援
	③市民に対する災害時対応に関する普及啓発
保健センターの役割	①応急救護センターの設置、運営
(区保健医療班)	②応急救護所の設置
	③応急救護サブセンターの設置、運営

【医療救護体制の流れ】



【医療救護活動に係る情報連絡体制(全体図)】



【災害時各施設の機能】

応急救護センター	①医療救護活動に関する保健所、区災害対策本部及び医療 機関等との連絡調整
	②管内医療機関の被災状況の把握と情報の提供
	③集結した医療従事者の受け入れ及び医療班の編成、配置 調整、派遣
	④非常用医薬品、医療資器材等の保管場所の確保、受け入れ、管理等
	⑤災害時救急医療情報システムの端末設置場所
	⑥伝染病患者の隔離や消毒等の防疫対策の実施
応急救護所	①傷病者のトリアージ
	②重症者の災害時基幹病院等への搬送調整
	③軽症者の応急処置と受入医療機関の案内
	④要配慮者に対する保健活動及び避難所巡回による保健活
	動
応急救護 ①応急救護所の分室	
サブセンター	②医療従事者の一時待機場所
	③医薬品・医療資器材の保管

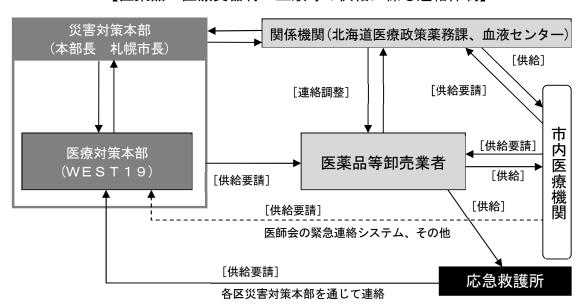
【関連対策】 予防第

予防第9節第1項、応急第5節第2項

【業務マニュアル等】 札幌市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定((一社)札幌市医師会、(一社)札幌歯科医師会、(一社)札幌薬剤師会)

医薬品・医療資器材・血液等の確保 第2

応急救護所及び医療機関が使用する医薬品・医療資器材・血液等は、医療対策本部を 通じて(一社)北海道医薬品卸売業協会、北海道赤十字血液センター等に支援を要請する。 不足する場合は、北海道を通じて調達する。



【医薬品・医療資器材・血液等の供給に係る連絡体制】

第3 避難所等における保健医療活動

避難所での生活が長期にわたる場合、エコノミークラス症候群や感染症、ストレス関連障害、生活不活発病等の健康課題が発生しやすい。

そのため、これらを予防し、早期に対応するために、保健医療専門職による心身の健康状態の把握や健康相談及び適切な医療(歯科医療含む)の提供が必要である。

特に、高齢者をはじめとする要配慮者に対しては、継続的な治療を要する場合も多いことから医療機関との調整が重要である。

また、身体的なケアのみならず、心のケアについても早期から体制を講じる必要がある。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生~24 時間以内	初動体制の確立	 ・応急救護センター、避難所設置と住民への周知 ・関係団体への支援要請 ・避難者の健康管理、処遇調整 ・衛生管理、環境整備 ・生活用品の確保 ・災害弱者への支援 ・医療機関の診察情報の把握等
~72 時間以内	市民の生命・安全の確保	・こころのケア対策の検討、実施・避難者の健康状態把握、健康調査・健康相談の実施・要配慮者への支援(医療調整)・保健、医療、福祉の情報提供 等
72 時間~	市民の生活の安定	・こころのケア対策の検討、実施・避難者の健康状態把握、健康調査・健康相談の実施・要配慮者への支援(医療調整)・保健、医療、福祉の情報提供 等

【関連対策】 予防第9節第1項

【業務マニュアル等】 札幌市災害医療救護活動計画

<u>第 7 節 避難</u>

	この節の対策を担当する機関			
	この節の対策	主管部班	関係機関・団体	
第1	避難体制	区本部総務·情報班、消防部 消防署班	自衛隊・警察	
第2	避難場所の運営	区本部避難所班	札幌市社会福祉協議会、 ボランティア団体、(一 社)北海道警備業協会	
第3	帰宅困難者対策	本部事務局	北海道、周辺市町村、交通 関係機関、駅周辺の公共 施設・大型施設等、宿泊施 設	
第4	感染症の自宅療養者 等への対応	保健福祉部、本部事務局、区 本部避難所班	宿泊療養施設等	

この節の対策で想定される事態と課題

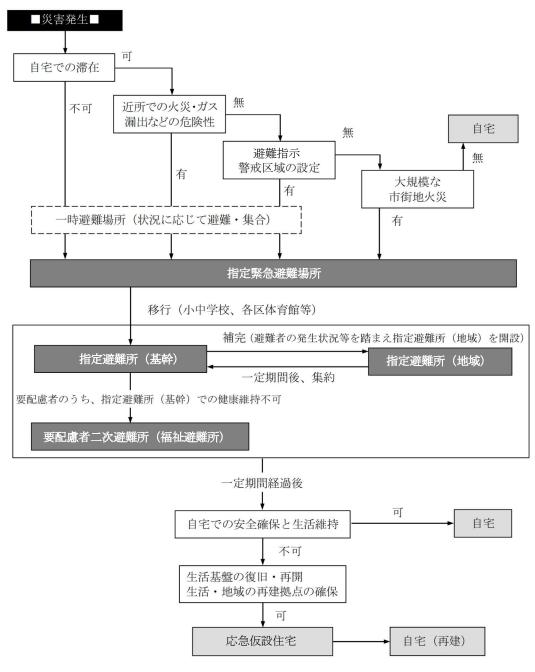
- ○地震発生直後に最大で約9万人の避難所避難者が想定されており、多数の避難場所 が開設されることとなり、避難者の把握など情報収集が困難となる。
- ○地震発生から1週間後に最大で約7万8千人の避難所外避難者、その内約2万5千人の車中泊避難者が想定されており、避難状況の把握が困難となる。
- ○避難直後から飲料水、食料などの物資の供給のほか仮設トイレが必要となる。また、 冬季の寒さ対策として、毛布、寝袋が必要となる。
- ○夏季には、日差しを避け室内温度を適切に保つ、こまめな水分補給を呼びかける等、 熱中症警戒アラートを活用した熱中症予防対策が必要となる。
- ○避難所において、インフルエンザ等の感染症がまん延しないよう、施設の衛生管理 や避難者の健康管理等の感染症対策が求められる。
- ○避難生活が長期にわたる場合は、高齢者、障がいのある方など、要配慮者へのケア や、避難者の健康管理が必要となる。
- ○要配慮者、女性、子ども、性的マイノリティの方等、多様なニーズへの配慮が可能 となるよう、相談窓口の設置や女性の視点を取り入れた避難場所環境の改善及び確 保などが必要となる。
- ○多数のペット同行避難が想定されており、飼育場所や飼育ルールに関して問題が生じる。動物救護に係るボランティアの需要が高まる。
- ○長期にわたる避難所運営は、避難者による自主的な運営にまかせるよう、自主運営 組織やボランティア団体との調整が必要となる。
- ○昼間に地震が発生した場合は、道路や交通施設が被害を受け、交通機関が大幅に乱れる。この影響により、冬季の場合、最大で11万6千人の「帰宅困難者」が発生し、交通施設等の回復に時間を要する場合は、主要な駅の周りは帰宅困難者であふれる。
- ○交通機関、水道・電気などのインフラ復旧が遅れる場合、外国人を含む多数の観光 客が宿泊場所を失ったり空港へ移動できなかったりすることが予想される。

第1 避難体制

地震が発生したときは、指定緊急避難場所 (学校など)を開放する。地震時の避難は原則として市民の自主的な行動によるものとする。火災の延焼やガスの漏出など緊急の必要がある場合は、消防吏員等による「警戒区域」の設定や、法に定める指示者による避難指示等が行われる。

また、指定避難所における避難生活が困難な高齢者、障がいのある方などの要配慮者を収容するための要配慮者二次避難所(福祉避難所)等を指定する。

【災害発生から避難所閉鎖までの流れ】



※避難所の数が減少している場合、避難所を市有施設の指定避難所等に移動・集約

※応急仮設住宅の住居の支援体制が整うなど、避難者全員の受け入れ先が決まっている場合に避難所を閉鎖

【警戒区域の設定】

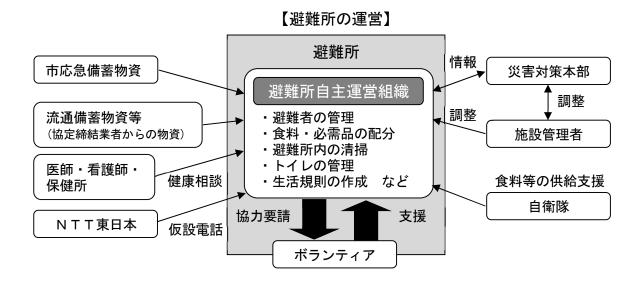
実施責任者	実施要件	根拠法令
市長	災害が発生又は発生しようとし	災害対策基本法第63条
	ている場合の警戒区域の設定	
消防吏員又は消防団員	火災の現場における消防警戒区	消防法第28条
	域の設定	
消防吏員又は消防団員	水防上緊急の必要がある場所に	水防法第 21 条
	おける警戒区域の設定	
警察官	市長や水防団長等がいない場合	消防法第28条
	又はこれらの要求があった場合	災害対策基本法第63条

【避難の指示者】

実施責任	:者	実施要件	根拠法令
市長(消防部消	防署班、	生命の保護、災害の拡大防止の	災害対策基本法第60条
区本部総務・情	青報班)	ため、特に必要があると認める	
	(指示)	とき	
知事、知事の行	命を受け	著しい危険が切迫していると認	水防法第 29 条
た道職員又はた	水防管理	められるとき	
者	(指示)		
知事又は知事の	つ命を受	著しい危険が切迫していると認	地すべり等防止法第 25
けた道職員	(指示)	められるとき	条
警察官	(指示)	市長等がその措置を行ういとま	災害対策基本法第61条
		がない時、あるいは市長からの	
		要請があったとき	
	(命令)	特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条
自衛官	(指示)	危険な事態が発生した場合で、	自衛隊法第94条
		警察官が不在など急を要する場	
		合	

第2 避難所の運営

地震発生後には避難場所に市職員を配置し、情報の収集や避難者の受け入れを行う。市職員は、災害発生から概ね1週間以内を目途として、食料、水、毛布など必需品の供給、仮設トイレ設置などの避難環境の整備、物資の受入体制の確立、避難者による自主運営組織の立ち上げを行う。その後は、町内会等による自主管理・運営を行う。なお、避難場所の運営にあたっては、多様なニーズの違いなど男女双方の視点に配慮するとともに、性暴力・DVの発生を防止するため、トイレや更衣室等を安心して使用できる場所に設置する、注意喚起のためのポスターを掲載するなど、避難者の安全にも配慮する。また、必要に応じ、一般の滞在スペースでの避難生活が困難であったり、配慮が必要であったりする方(要配慮者、女性、子ども、性的マイノリティの方等)の使用を想定した避難スペース、家庭動物のためのスペースの確保等に努めるものとする。なお、感染症対策のため、施設の定期的な換気や必要に応じて消毒等を行う他、避難者にインフルエンザ等の感染症の疑いのある場合は一時的に感染症室に誘導した上で医療機関での受診を促す等の必要な措置を講じる。



【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	・避難場所を開設し、避難者の把握などの情報収集を行う。	・指定緊急避難場所兼指定避難所(基幹)に 市職員を配置する。 ・避難者数やニーズの把握を行う。 ・飲料水、食料、毛布などの必需品や仮設ト イレ設置を要請する。
24 時間	・避難所の環境整備、運営体制を確立する。	・援助物資の受け入れ体制を整える。 ・自主運営組織の立ち上げ支援を行う。
3~7日	・避難者による自主運営を確立する。	・要配慮者二次避難所(福祉避難所)を指定し、高齢者、障がいのある方などを移送する。・PTSD対策などの健康管理を行う。

第3 帰宅困難者対策

災害が昼間に発生すると都心部を中心に多くの帰宅困難者の発生が想定される。このため、国・北海道・関係市町村や交通関係機関等と情報共有を図りながら、第一に帰宅困難者の発生を抑制するべく、交通機関の運行情報等や混乱を防ぐため一時的に事業所等に留まるよう広報を行い、徒歩にて一斉に帰宅する市民等の発生を抑制する。

しかしながら、市外からの通勤・通学者や観光客のうち、自ら滞留する場所を確保することができない方に対しては、交通機関周辺の避難場所のほか、必要に応じて宿泊施設等に協力を求め、一時的に留まる場所の確保を図る。

また、徒歩にて帰宅しようとする方の支援や、事情により帰宅する必要性が高い方の搬送等について、北海道及び交通関係機関と連携して必要な支援を行う。

【帰宅困難者対策】

対策	概要
関係機関における交通情報	交通関係機関や防災関係機関と連携し、交通状況に関
の共有と一斉徒歩帰宅の抑	する的確な情報を共有し、情報提供を行う。また、一
制の広報	斉徒歩帰宅の抑制について企業等に呼びかけを行う。
滞留する帰宅困難者を支援	交通機関の復旧の目途が立たない場合や、冬季など滞
するため駅施設や宿泊施設	留者を一時的に収容する必要がある場合は、駅施設や
等における一時収容を協力	駅周辺の公共施設・宿泊施設・大型施設等に、一時滞
要請	在施設としての収容スペースの提供を依頼する。
徒歩による帰宅を支援する	徒歩による帰宅を支援するため「災害時帰宅支援ステ
環境づくり	ーション」を活用する必要がある場合は、北海道に要
	請する。
代替搬送体制の検討	鉄道など公共交通機関の一部区間が復旧した場合であ
	って、都市部に集中する帰宅困難者を移動・分散させ
	る必要がある場合には、交通関係機関等と連携し、代
	替輸送等を行う。
市外からの通勤・通学者や	自ら滞留する場所を確保することができない市外から
観光客等の離札支援	の通勤・通学者や観光客に対して、他市町村や国又は
	観光協会等の関係団体と連携して、対応する。

第8節 交通対策・緊急輸送

	この節の対策を担当する機関			
	この節の対策	主管部班	関係機関・団体	
第1	交通規制	建設部建設庶務班、道路管理班、区本部土木班	北海道公安委員会、警察 署、(一社)北海道警備業協 会、(公財)日本道路交通情 報センター	
第2	緊急輸送道路の確保	建設部道路管理班、道路維持班、区本部土木部	警察署、東日本高速道路 (株)、(一社)北海道警備業 協会	
第3	輸送の確保	総務部総務庶務班、経済観 光部経済庶務班、区本部総 務・情報班、避難所班		

この節の対策で想定される事態と課題

- ○地震発生直後には、道路、橋の被害、停電による信号の停止、冬季には積雪・路面 の凍結等によって混乱が生じるため、早急な交通規制が必要となる。
- ○地震発生直後には、重傷者・医薬品等の緊急物資の輸送のため、ヘリコプターの活用が必要となる。
- ○帰宅困難者の一斉帰宅を抑制できない場合、幹線道路が人であふれ、災害対策用車 両の走行が困難となる可能性がある。
- 〇災害発生からかなり長期にわたって、道路の通行が制限され、かつ災害対策用車両 の通行が増大するため渋滞の発生が続く。
- ○災害発生後、パニック買い等により燃料の確保が困難になる可能性があり、その場合、協定に基づく災害対策用車両への優先的供給が必要となる。

第1 交通規制

災害が発生し、道路が危険な場合あるいは交通の混乱防止のため、北海道公安委員会・ 警察署や道路管理者は、緊急交通路などを設定し、交通規制や迂回路の設置等の措置を 行う。

交通規制の情報は、各マスコミを通じて情報提供するとともに、公益財団法人日本道路交通情報センターを通じてインターネットでの情報提供も行う。

【交通規制の実施者】

実施者	交通規制を行う状況	内容	根拠法令	
公安委員会	道路における危険防止、その 他交通の安全と円滑を図る必 要があると認められる場合	歩行者、車両等の安全確保	道路交通法第4条	
	道内に災害が発生し、また発 生しようとしている場合、災 害応急対策上必要があると認 めるとき	緊急通行車両以外の車両の 通行を禁止又は制限	災害対策基本法第 76条	
警察署長	道路における危険防止、その 他交通の安全と円滑を図る必 要があると認められる場合	歩行者、車両等の安全確保	道路交通法第5条 又は第114条	
警察官	車両等の通行が著しく停滞 し、混雑した場合に交通の安 全と円滑を図るためやむを得		道路交通法第6条 又は災害対策基本 法第76条の3	
	ないと認めるとき	当該車両の移動、その他必 要な措置	災害対策基本法第 76 条の3	
	通行禁止区域において、車両 等が緊急通行車両の通行の妨 害となるとき			
道路管理 者	道路の破損、欠壊、その他の 事由により交通が危険である と認められる場合	区間を定めて通行を禁止、 又は制限、理由、回り道等 の道路標識の設置	道路法第 46 条	

【関連対策】 応急第11節第1項

【業務マニュアル等】 大規模な災害発生時における支援協定((一社)北海道警備業協会)

第2 緊急輸送道路の確保

札幌市及び北海道では、高速道路、国道、道道等、市内の主要な幹線を第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路及び第3次緊急輸送道路として指定している。災害発生時には、警察等と連携をとって交通規制や優先的に道路啓開(道路の復旧)を行い、緊急輸送道路を確保する。

【緊急輸送道路の種類】

区分	利用特性	内容
第1次緊急輸送道路	広域的な輸送を行う道路	高速道路、国道、道道など
第2次緊急輸送道路	市役所・区役所・避難場所等防災拠	市内の幹線道路など
	点を結ぶ道路	
第3次緊急輸送道路	その他の道路	豊平川の河川管理用通路

【関連対策】 予防第5節第1項

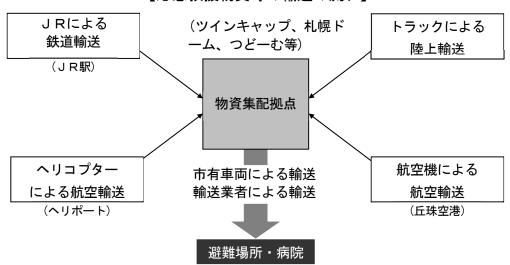
【法令・計画等】 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画、防災マップ全市版(緊急輸送道路線)

第3 輸送の確保

災害応急対策に使用する車両については、公安委員会から「緊急通行車両確認証明書」 及び「標章」の交付を受け、「緊急通行車両確認証明書」は車両に携帯し、「標章」は車 両の前面に掲示する。

応急救援物資等は、JR、トラック、航空機、ヘリコプターによって、交通に便利な物資集配拠点に輸送する。物資集配拠点から避難場所等への輸送は、市有車両を使用するほか、協定を締結している輸送業者によって行う。また、重症者や医薬品等緊急を要する輸送を行う場合は、市内の臨時ヘリポートの中から、適切な箇所を開設し、丘珠空港とともに航空輸送の基地とする。

【応急救援物資等の輸送の流れ】



【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	・傷病者、医薬品、備蓄物資 等を輸送する。	・緊急通行車両の確認手続を行う。 ・ヘリポートを開設する。 ・輸送業者等に応援を要請する。
24 時間	・食料・水・生活必需品を輸送する。	・物資集配拠点を設置する。 ・緊急輸送道路を確保する。 ・輸送車両等を確保する。
7日	・復旧作業のための人員・資機材を輸送する。	・輸送する物資・人員に応じた輸送の計画を策定する。

【関連対策】 予防第10節第1項、応急第9節第3項

【業務マニュアル等】 ヘリポート指定場所一覧、緊急通行車両確認証明書及び標章

第9節 生活救援

	この節の対策を担当する機関			
	この節の対策	主管部班	関係機関・団体	
第1	飲料水や生活用水の供給	水道部、保健福祉部生活衛 生班	大都市水道局、(公社)日本水道協会、道内水道事業体、水道局災害時支援協力員、(一財)さっぽろ水道サービス協会、札幌市管工事業協同組合、札幌環境維持管理協会、札幌市水道メーター検針委託事業者、自衛隊	
第 2	応急救援備蓄物資の供給	市民文化部市民文化庶務班、経済観光部市場班、区本部経済観光部市場班、区本部避難所班、保健福祉部保健福祉庶務班	イオンは には、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	
第3	応急救援物資等の 受入れ・供給	経済観光部経済庶務班、市 民文化部市民文化庶務班、 区本部避難所班、区本部救 援班、保健福祉部保健福祉 庶務班	(一社)札幌地区トラック 協会、日本通運(株)札幌 支店、社会福祉協議会、ボ ランティア団体、ヤマト 運輸㈱札幌主管支店、佐 川急便㈱北海道支店	

この節の対策で想定される事態と課題

- ○地震災害では、札幌市の被災者が最大で約16万人と想定されている。飲料水・食料・生活必需品のニーズは、地震直後から高まるものである。
- ○札幌市では協定業者等に応援を要請し、これら水・食料等の供給を実施するが、 情報の遅れ、道路被害、車両の渋滞、積雪による交通混乱等により物資供給シス テムが十分機能しないおそれがある。
- ○国等からのプッシュ型の物資支援について、迅速かつ適切に被災者に届ける必要がある。特に、物資集配拠点から避難所までのラストマイル輸送の早期確立が重要となる。
- ○公的備蓄では充足しない懸念があるため、民間のストックを活用し不足分を補う ことなどの可能性の検討が必要となる。

第1 飲料水や生活用水の供給

水道施設が被災し水道管路による給水が困難になったときは、災害発生後3日間は、飲料水を1人1日3リットル程度確保している緊急貯水槽や緊急時給水管路から、市民に参集してもらい直接給水するとともに、給水タンク車により緊急を要する病院等に運搬給水を行う。

災害発生後4日目以降は、飲料及び生活用として1人1日20リットル程度を貯水している緊急遮断弁付配水池等や、復旧工事に併せた仮設給水栓の設置等により、運搬給水及び直接給水を行う。また、生活用水として災害応急用協力井戸の利用も図る。

【水の確保状況】

E7 4. 11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-	40.2.=	0 500 3	%5707 1 // 0 11 1 2 / 1 H 0 H HH)
緊急貯水槽	42か所	6, 500 m³	約72万人分(3リットル/人日、3日間)
緊急時給水管路	2か所	1, 950 m³	約22万人分(3リットル/人日、3日間)
緊急遮断弁付き配水池	20か所	98, 700m3	約71万人分(20リットル/人日、7日間)
白川第3送水管	4か所	26, 900 m ³	約19万人分(20リットル/人日、7日間)
			(令和4年度末時点)
災害応急用協力井戸	490か所	(生活用水)	(令和5年3月末時点)

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	・給水拠点を設置し、給水活動を開始する。	・水道給水対策本部(水道部)を設置する。・断水地域や避難者数等給水需要を把握する。・緊急貯水槽、避難場所等に応急給水拠点を設置する。
24 時間	・飲料水を供給する(1日 1人あたり3リットル、 3日間)。	・他都市、水道局災害時支援協力員、(一財)さっぽろ水道サービス協会、札幌市管工事業協同組合、札幌環境維持管理協会、札幌市水道メーター検針委託事業者、自衛隊等の応援部隊の協力により給水活動を行う。 ・給水車の誘導にボランティアを活用する。 ・水道局ホームページ、マスコミを通じて情報を提供する。
4 ⊞ ↓	・飲料水のほか生活用水を 供給する(1日1人あた り20リットル、7日間)。	・断水地域に生活用水を供給する。
7日	・各住宅内の水道管等の修理を推進する。	・給水装置修繕相談窓口を設置する。

【関連対策】

予防第10節第3項

【業務マニュアル等】 地震災害対策マニュアル、受援マニュアル、各種災害協定(札幌市水道局)、札幌市業務継続計画(地震 災害対策編)に基づく行動手順シート「災害応急井戸の情報提供等に関すること、災害応急井戸の確保 に関すること」

第2 応急救援備蓄物資の供給

食料及び生活必需品等の物資の供給は、これらの確保が困難な者を対象とする。

食料は、都市備蓄の食料のほか、流通備蓄等によって弁当・パン・牛乳等、自衛隊やボランティアの協力による避難場所等での炊き出しにより供給する。一方、生活必需品は、毛布、寝袋、衣類、タオル等とし、季節に応じた物品を供給する。供給期間は、ライフライン機能が回復し、被災地の流通経済活動がある程度回復した段階までとする。

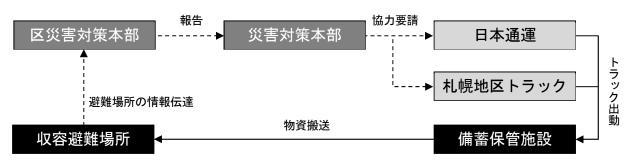
【食料確保の状況】

【物資の供給対象者】

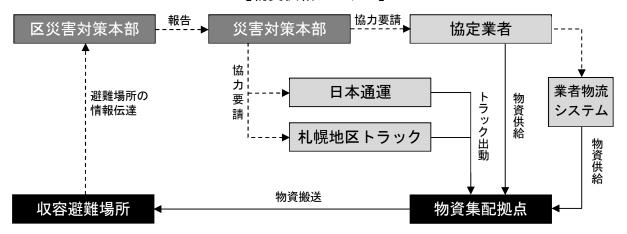
家庭備蓄	当初の食料
都市備蓄	緊急的な供給
流通備蓄	避難場所へ
広域備蓄	炊き出し用

- ①避難場所の被災者
- ②住家が被災したために炊事ができない者
- ③流通経済のマヒにより食料の確保ができない者
- 4)帰宅困難者
- ⑤応急対策要員

【備蓄品の供給】



【物資供給システム】



【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	・市が備蓄している食料品を避難所に供給する。	・避難所と避難者数、緊急輸送道路、ライフラインの状況等を把握する。・協定各社へ物資を発注し、物資搬送を要請する。
24 時間	・2日6食を供給する。	・食料・生活必需品を避難所に供給する。
3 ⊟	・避難所のニーズを反映した食料・生活必需品を供給する。	・避難所での物資ニーズを調査する。 ・食料・生活必需品を被災者に供給する。 ・マスコミを通じて全国に義援品を要請す る。

【関連対策】

予防第10節第1項

【業務マニュアル等】 災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関する相互協定(イオン北海道(株)、生活協 同組合コープさっぽろ、(株)伊藤園、(同)西友、サッポロホールディングス(株)及びサッポロビール(株)、 目糧製パン(株)、(株)ビバホーム、(株)セブン-イレブン・ジャパン、スターフェスティバル(株)、(株) セコマ、(株)セイコーフレッシュフーズ、(株)北燦食品、(株)サッポロドラッグストアー、NPO 法人コメ リ災害対策センター、(株)ローソン、(株)ラルズ、コアレックス道栄(株))、災害時における自動車輸送 の協力に関する相互協定書((一社)札幌地区トラック協会、日本通運㈱札幌支店、ヤマト運輸(株)札幌主 管支店、佐川急便(株) 北海道支店)、全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定(各都府県市)

応急救援物資等の受入れ・供給 第3

応急救援物資や義援品の供給要請を行う場合は、必要な品目の特定や物資の受入れの ルール化を行い、プッシュ型、プル型など政府に要請を行う。要請により集まる物資は、 トラック、鉄道、航空機によって運搬され、農試公園・札幌ドーム・つどーむ等の物資 集配拠点(物資集積・配送センター)に保管し、本部からの指令により各避難所等へ供給 される。

物資集積・配送センターでは、ボランティア等の協力を得ながら救援物資の受入れ・ 整理・保管等の作業を行う。

また、全国から寄せられる災害義援金についての受付窓口を設ける。

第 10 節 建物の応急対策

	この節の対策を担当する機関			
	この節の対策	主管部班	関係機関・団体	
第1	建物の応急危険度判 定	都市部建築指導班	北海道、北海道震災建築 物応急危険度判定石狩地 区協議会、(一社) 北海道 建築士会札幌支部	
第 2	応急仮設住宅の設 置・公営住宅の確保・ 住宅の応急修理	都市部都市庶務班	北海道、(一社)札幌建設 業協会、札幌中小建設業 協会、札幌電気工事業協 同組合、札幌市管工事業 協同組合、道内プレハブ メーカー、(一財)札幌市 住宅管理公社	
第3	避難場所等の応急修理	都市部建築班、各施設を管理する班	(一社)北海道建築士事務 所協会 札幌支部、(一社) 北海道設備設計事務所協 会、(一社)札幌建設業協 会、(一社)札幌中小建設 業協会、(一社)北海道電 業協会、札幌電気工事業 協同組合、(一社)札幌空 調衛生工事業協会、札幌 市管工事業協同組合、(一 社)札幌電設業協会、札幌 弱電設備業協同組合、札 幌建具工業協同組合	
第4	文化財施設の応急対 策	市民文化部緊急応援班		

この節の対策で想定される事態と課題

- ○冬季の大地震では、建物被害は、最大で全壊が約 15,000 棟、半壊が約 42,000 棟 と想定される。全建物のうち、東区では約 6.8%、白石区では約 5.5%が全壊する。
- ○地震により応急活動拠点や避難場所等が被害を受けた場合、行政等による災害応 急活動や住民の避難に支障をきたす。
- ○二次災害を防止するため、被害状況に応じて早急な応急危険度判定の実施が必要である。
- ○高層建物の多い都心部においては、揺れによりエレベータが停止し、閉じこめられる事態が多発する可能性がある。
- ○文化財施設には木造建築物が多いことから、地震後の出火、延焼により文化財的 価値が損なわれる危険性が高い。
- ○地震後2日~3日経過すると、避難場所での共同生活に不満や不安が出始め、応急仮設住宅や公営住宅への入居希望、自宅の応急修理への要望が高まる。また、入居募集とともに希望者が殺到し、入居時期、場所、設備等について要望、不満が発せられる。
- ○応急仮設住宅については建物やライフライン被害の状況に応じて、新たに建設する建設型応急住宅のほか、借上げによる賃貸型応急住宅の供与が必要となる。賃貸型応急住宅の供与においては、北海道や不動産関係団体等との連携が必要となる。

第1 建物の応急危険度判定

その後の地震活動による倒壊や落下物による二次災害を防止するために、被害状況に応じて、建物の応急危険度判定を実施する。

被害状況を把握し、判定区域の設定や必要判定士数、資機材等について判定実施計画を策定する。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	・被害情報を収集し、判定体制を確立する。	 ・判定資機材を準備し、実施計画を策定する。 ・応急危険度判定士を確保する。(北海道、石狩振興局、北海道建築士会札幌支部と派遣要請に関し調整を行う)。 ・被害状況、避難状況、ライフライン情報など収集する。
24 時間 7 日	・必要に応じ応急危険度判定を実施する。	・応急危険度判定士の活動を支援する。

【関連対策】 予防第5節第4項、応急第17節第1項

【業務マニュアル等】 都市局防災マニュアル、建築指導部防災業務マニュアル

第2 応急仮設住宅の設置・公営住宅の確保・住宅の応急修理

地震により住宅の倒壊あるいは破損等によって居住できなくなった被災者に対し、 応急仮設住宅の設置(民間賃貸住宅の居室の借上げを含む。)、市営住宅等公営住宅の空 き部屋の一時的な供給、住宅の応急修理を行い、住まいの確保に努める。

応急仮設住宅の建設地や供給する公営住宅は、交通機関・ライフラインの復旧状況等を考慮して決定する。また、入居者の募集や修理の申請についての情報は、マスコミを通じて提供し、入居者の決定や修理の実施にあたっては一定の基準に基づき、被災者の生活条件等を十分考慮する。

【札幌市の対策】

災害の流れ 対策の目標 主な対策 地震発生 ・応急仮設住宅建設のため ・建物、ライフラインの被害状況を把握 の被害状況を把握する。 する。 応急仮設住宅の建設用地を選定する。 ・公営住宅の被害状況を把 ・一時入居可能な公営住宅の空き住宅を 握する。 把握する。 24 時間 • 応急仮設住宅、公営住宅 ・入居募集方針などを決定する。 の供給戸数を決定する。 ・関係団体と応急仮設住宅の仕様等につ いて協議し、建設用地及び資材を確保 · 応急仮設住宅入居、公営 住宅一時入居、住宅応急 修理のための受付窓口の 一時入居可能な公営住宅の空き住居を 整備を行う。 確保する。 入居者募集・修理申請の受付場所を決定 し、窓口を設置する。 7日 応急仮設住宅を建設する。 ・応急仮設住宅の建設に着手する。 ・応急仮設住宅と公営住宅 ・マスコミを通じた入居者募集、修理申請 の一時入居者を募集する。 の情報提供を行う。 ・住宅応急修理の申請の受 ・市民からの問い合わせに対応する。 入所者募集・修理申請の受付を行う。 付を行う。

【関連対策】 予防第5節第4項

【業務マニュアル等】 都市局防災マニュアル、住宅課防災マニュアル

避難場所の応急修理 第3

市有建物が被害を受けた場合には、災害対策本部が設置される区役所や避難場所とな る学校などの防災拠点について、優先的に被害状況を調査して応急修理を行う。被害施 設の応急修理は、建築業界団体と連携して行う。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	・避難場所などを優先して 市有建物の被害調査を実 施する。	・施設の利用可否について判断する。
3 ⊟ ■	・被害施設の応急処理を行う。	・施工業者を確保する。
7日	・被害施設の復旧対策を行う。	・復旧対策の技術的な検討を行い、対策を 実施する。

【関連対策】

予防第5節第4項

【業務マニュアル等】 都市局防災マニュアル、建築部防災業務マニュアル、災害時における市有施設の応急被害調査に関する 協定、災害時における市有施設の応急修理等に関する協定

文化財施設の応急対策 第4

災害発生時は、消防計画に基づき、速やかに施設観覧者等の人命救助を行うとともに、 消火、延焼防止等の措置をとる。

その後、被災状況等の情報収集を行い、結果を文化庁に報告する。被災文化財施設の 被害拡大を防止するため、応急措置をとる。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	・施設観覧者等の人命救助を行う。・文化財施設を火災等の災害から防護する。	・避難誘導、救助の要請等を行う。・消火及び延焼防止措置を行う。
24 時間	・被災文化財施設の被害拡大を防止する。	・被災状況などの情報収集及び結果報告を行う。

【関連対策】予防第5節第5項

第 11 節 公共施設の応急対策

	この節の対策を担当する機関			
	この節の対策	主管部班	関係機関・団体	
第1	道路対策	建設部道路維持班、道路工	札幌市設計同友会、区災害	
		事班、区本部土木班	防止協力会	
第2	河川対策	下水道河川部河川調整班、	札幌市設計同友会、区災害	
		区本部土木班	防止協力会、(一社)札幌	
			建設業協会	
第3	崖崩れ対策	都市部都市庶務班		

この節の対策で想定される事態と課題

〈道路〉

- ○道路では、地震発生直後から道路の損傷などの交通障害により混乱し、交通渋滞 の発生が予想される。
- ○住民等の円滑な避難や負傷者の救出・救護、消火活動などの災害応急対策のため、 的確な交通規制や損傷箇所の応急対策の早期実施が求められる。
- ○迅速に応急対策を実施するためには、関係団体の協力、他の道路管理者との連携 が必要となる。
- ○冬季に地震が発生した場合、積雪が交通障害の原因となることから、早急な除雪作業が必要となる。ただし、道路の損傷により除雪ができない場合については応急復旧と連携した作業が必要である。

〈河川〉

○河川では、雨の降りやすい時期に地震が発生した場合、堤防損傷、河道閉塞により浸水、増水氾濫の二次被害が発生するおそれがある。

〈崖地〉

○崖地などでは、崖崩れ等が発生した箇所において、その後の地震活動や地震後の 大雨により土砂災害などの二次災害が発生するおそれがある。

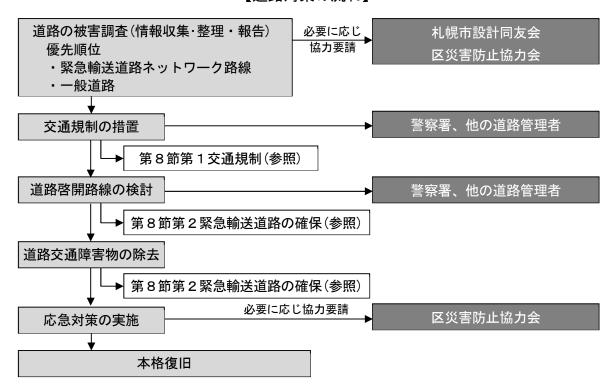
道路対策 第 1

緊急輸送道路について優先的に現状調査・危険度を判定し、交通規制、道路啓開など の応急対策等の必要な措置をとる。

道路の調査・判定については、札幌市職員のほか札幌市設計同友会、区災害防止協力 会など関連団体に協力を要請し行う。市民や道路を利用する方へは通行規制の状況や復 旧の予定などをマスコミを通じて広報する。

また、冬季に地震が発生した場合は、積雪が交通障害となることから、迅速な除雪作 業を実施する。

【道路対策の流れ】



【料幅市の対策】

災害の流れ	(利照市の対策) ・ 対策の日標 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
火音の流化	対策の目標	主な対策	
地震発生	・緊急輸送道路の被災箇所の 把握を行う。	・緊急輸送道路の被害調査と危険度の判定を行う。・緊急輸送道路の通行規制を実施し、規制情報について広報する。	
24 時間	・緊急輸送道路の応急対策を 行う。・一般道路の被災箇所の把握 を行う。	・啓開路線の優先度を検討したうえで、緊急輸送道路の障害物の除去、応急工事を行い、復旧情報について広報する。・一般道路の通行規制の実施と規制情報について広報する。	
7日	・一般道路の応急対策を行う。 ・二次災害防止対策と本復旧 に向けた体制を整備する。	・一般道路の応急工事を行い、復旧情報を 広報する。・二次災害対策工事の実施と本復旧に向け た設計・施工を行う。	

予防第5節第1項、応急第8節第1項、第2項

【業務マニュアル等】 建設局防災対応マニュアル

第2 河川対策

地震が発生した場合、北海道開発局札幌開発建設部、札幌建設管理部及び札幌市は、 建設関係団体と協力して所管する河川の堤防等の被害調査及び応急措置を行う。

また、大雨の降りやすい季節に地震が発生した場合は、震災後の大雨による氾濫など二次災害を防止するために、早期復旧に向けた応急対策を行う。

【国・北海道・札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	河川施設の被害状況を把握する。	・被害状況を調査する。 ・被災判定を行い応急措置について検討する。
24 時間	・二次災害の防止のため応急対策を実施する。	・被害箇所の応急対策等を行う。
7日	・本復旧に向けた体制を整備し、実施する。	・本復旧に向けた設計・施工を行う。

【関連対策】 予防第5節第2項

【業務マニュアル等】 河川災害対応行動マニュアル

第3 崖崩れ対策

地震が発生し、崖崩れ等が発生した場合、余震や地震後の大雨による二次災害防止のため、市民等から被害情報の収集を行い、被害状況の調査や危険箇所のパトロールを実施した上で、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合には、被災宅地危険度判定を実施する。

また、必要に応じて被災宅地危険度判定士の応援を北海道に対して要請する。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	・崖崩れ等の被害状況等の情報収集を実施する。	・市民等からの情報を収集する。 ・防災関係機関との情報共有を図る。
24 時間	・被災崖地箇所の応急措置を実施する。	・被災崖地のパトロールを実施する。・被災崖地の応急措置を実施する。・被災宅地判定箇所を選定する。・被災宅地危険度判定士の応援要請(北海道)をする。
7日	・二次災害の防止を行う。	・被災宅地危険度判定士による宅地危険度判定を実施する。

【関連対策】 予防第5節第3項 【業務マニュアル等】 宅地防災マニュアル

<u>第 12 節 ライフラインの応急対策</u>

	この節の対策を担当する機関			
	この節の対策	主管部班	関係機関・団体	
第1	上水道施設の対策	水道部	大都市水道事業体、(公社)日本水道協会、道内水道事業体、(一財)さっぽろ水道サービス協会、札幌市管工事業協同組合、(一社)札幌建設業協会	
第2	下水道施設の対策	下水道河川部	(一財)札幌市下水道公社、札幌 下水道災害支援協力会、札幌市 下水処理施設事業継続支援協 力会、ポンプ設備業者、電気設 備業者、(公社)日本下水道管 路管理業協会、(一社)札幌建 設業協会、(公社)全国上下水 道コンサルタント協会北海道 支部	
第3	電力施設の対策	北海道電力(株)、北 海道電力ネットワー ク(株)		
第4	都市ガス施設の対策	北海道ガス(株)	(一社)日本ガス協会	
第5	LPガス設備の対策	北海道エルピーガス 災害対策協議会		
第6	電話施設の対策	東日本電信電話(株) 北海道事業部、KD DI(株)北海道総支 社、ソフトバンク (株)		
第7	移動通信施設の対策	(株) NTTドコモ北 海道支社、KDDI (株) 北海道総支社、 ソフトバンク(株)		
第8	市営交通施設の対策	交通部		
第9	鉄道施設の対策	北海道旅客鉄道(株)		
第 10	民間バス事業者の対策	民間バス事業者	札幌地区バス協会	

この節の対策で想定される事態と課題

- ○ライフラインは、市民生活や応急対策の生命線として、災害直後から供給が望まれるが、復旧には、多数の応援が必要とされるため、かなりの日数を必要とする。
- ○復旧作業には、道路の渋滞、道路上の倒壊建物、積雪、寒さなどによって困難が伴 う。
- ○停電時には、市民等のスマートフォン等のモバイル端末への充電需要が高まる。
- ○停電により病院や社会福祉施設等の重要施設の機能が停止する恐れのある場合、電気事業者の保有する移動発電機車を、優先順位を考慮の上で派遣させる必要が生じる。
- ○鉄道・バスなどの公共交通機関では、運行中に地震が発生すると負傷者が多数発生 する。
- ○公共交通機関が被災し運行が停止すると、帰宅困難者が発生する。利用者の足の確保として、運行の再開が望まれるが、復旧が長期間にわたる場合には、代替運行が必要となる。

第1 上水道施設の対策

地震発生直後に「水道給水対策本部(水道部)」及び各施設に「現地災害対策本部」を設置し、施設の点検、応急措置及び被害状況を調査する。復旧作業は、水道局のほか、大都市水道局、日本水道協会、さっぽろ水道サービス協会、札幌市管工事業協同組合との各応援協定に基づく体制を中心として行う。また、市民に対してマスコミを通じた復旧に関する情報の提供や問い合わせの対応など広報・広聴活動を行う。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
)(0) // (0)	対象の口標	土な対象
地震発生	・施設の点検と応急措置を 行い、被害状況の把握、応 急復旧活動体制を確立す る。	・水道給水対策本部(水道部)を設置する。・現地災害対策本部(管路、施設部門)を設置する。・施設の点検、応急措置、被害状況を把握する。・水道事業者等へ応援要請を行う。・水道復旧作業の基本方針を策定する。
24 時間	・応急復旧作業を開始し 28日(冬季は42日)以内 を目標に順次復旧を進め る。	・応援を受け入れる。・復旧作業を開始する(情報提供、作業区域の設定、資材等の確保)。・仮設給水栓を設置する。
(冬季 42 日)	・本復旧を開始する。	・地下漏水調査及び復旧を行う。 ・本復旧を開始する。

【関連対策】 予防第6節第1項

【業務マニュアル等】 札幌市水道局地震災害対策マニュアル、札幌市水道局受援マニュアル、各種災害協定(札幌市水道局)

第2 下水道施設の対策

地震発生直後には施設の点検及び緊急措置を行う。管きょの被害調査及び応急復旧は、 大都市及び災害支援協定締結先に応援を要請して行う。また、広報・広聴活動によって 市民へ情報を提供する。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	・下水道施設の機能保持体制を確立する。	・災害対策本部(下水道河川部)を設置する。
24 時間	・被災状況の概要、必要な 資機材及び人員等の情報 把握	・水再生プラザ・ポンプ場の緊急点検を行う。 ・管路の緊急調査、緊急措置を行う。 ・必要に応じて、応援要請を行う
3日 1	・施設全体の被災状況を把握し、応急復旧を実施する。	・管路の一次調査、応急復旧を行う。 ・水再生プラザ・ポンプ場施設の応急復旧を 行う。 ・広報・広聴活動を実施する。
10日	・本復旧に向けた検討を行う。	・災害査定手続きを行う。・詳細調査を行う。・復旧計画の策定を行う。
•	・本復旧を開始する。	・本復旧工事を実施する。

第3 電力施設の対策

北海道電力(株)及び北海道電力ネットワーク(株)では、供給区域内で震度 6 弱以上の 地震が発生した場合は、各社本店及びその他機関等は自動的に防災体制に入り、速やか に非常災害対策本部及び支部を設置し、早期の復旧活動に備えるとともに、一般被害情報、当社被害情報を迅速・的確に把握する。

設備が被災した場合には、配電系統切替操作等の初期対応を実施し、停電範囲の縮小化を図るとともに、応急的に停電を解消する。重要施設では、必要により移動発電機車等を活用する。

復旧にあたっては、あらかじめ定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、 災害状況、各設備の被害状況などを勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復 旧を行う。道路上の障害物(樹木・土砂・電力設備など)除去や道路啓開などの復旧作 業において、北海道電力(株)及び北海道電力ネットワーク(株)自らだけでは対応が困難 な場合は、道路管理者や自治体に支援を要請するものとし、札幌市は、北海道電力(株) 及び北海道電力ネットワーク(株)との協定に基づき、可能な限り復旧作業の支援を行う。 また、停電による社会不安除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広

【北海道電力(株)・北海道電力ネットワーク(株)の対策】

報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため電気事故防止PRを行う。

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 ▼ 7日	 ・重要施設等への応急送電を 行う。 ・重要施設以外への応急送電を行う。 ・応急送電を完了し、順次、 本格復旧工事へ移行する。 	・震度6弱以上の地震が発生した場合には、自動出社基準に基づき全社員が出社する。 ・速やかに非常災害対策本部及び支部を設置し、一般被害情報、当社被害状況を的確に把握する。 ・停電範囲の縮小化及び応急的な停電解消を図る。 ・停電による社会不安を除去するため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。 ・公衆感電事故、電気火災を防止するため
•		電気事故防止PRを行う。

上記「災害の流れ」の日数「7日」は、北海道電力(株)及び北海道電力ネットワーク(株)で見込んでいるものではなく、阪神・淡路大震災等の過去の地震における復旧日数から想定したものであり、復旧にあたっては、災害状況、各設備の被害状況などを勘案して、供給上復旧効果の大きいものから対応する。

第4 都市ガス施設の対策

北海道ガス(株)では、地震が発生したときは、地震の規模に合わせ自動出社し「北海道ガス非常災害対策本部」を設置し、ガス供給施設の緊急巡回点検を行う。被害状況によっては供給停止措置をとる。また、地震発生直後からテレビ・ラジオ等を通じてガス栓の閉止やマイコンメーターの取扱方法などを広報する。施設の復旧は、(一社)日本ガス協会及び関連協力会社の応援を要請して行う。

【北海道ガス(株)の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	・緊急措置により二次災害 を防止し、供給継続地区 の安全確保を行う。	・非常災害対策本部を設置する。・緊急巡回点検を行う。・被害地区のガス供給を停止する。
24 時間	・ガス供給停止地区の安全 確保及び安全区域でガス 供給を行う。	・安全区域を確認し、ガスを供給する。
3 日	・早期復旧を目指して復旧 作業を開始する。	・復旧工事を開始する。 ・応援隊の受入れと支援を行う。 ・優先度の高い需要家に移動式ガス設備、 カセットコンロ、ボンベで供給する。

【関連対策】 予防第6節第4項

【業務マニュアル等】 地震等非常災害対策要領(北海道ガス(株))

第5 LPガス設備の対策

北海道エルピーガス災害対策協議会は、震度6弱以上の地震が発生した場合等に、災害対策活動を開始する。まず、二次災害を防止するため、ガス栓の閉栓等について広報を行うとともに、被災状況に応じてガスの供給停止を行う。その後、ガス設備の点検等を行い、被災した設備については応急修理や復旧計画を策定したのち復旧工事を行う。

ガス設備の復旧後は、使用再開に関する注意事項について報道機関等を通じた広報を行う。

【北海道エルピーガス災害対策協議会の対策】

災害の流れ 対策の目標 主な対策 地震発生 ・二次災害を防止するため、 ・災害統括本部及び災害現地本部を設置 LPガスの使用禁止等に する。 ついて広報する。 被害情報を把握する。 被災状況に応じて、LPガ ・ガス栓等の閉栓や使用禁止を広報する。 スの供給停止を行う。 ・被災状況に応じて、LPガスの供給停止 や容器回収を行う。 24 時間 ・応急修理を行うとともに、 LPガス設備の点検・調査を行う。 ・復旧計画を策定し、応急修理及び復旧工 早期復旧を目指して復旧 作業を開始する。 事を開始する。 ・復旧時期等について広報を行う。 ・避難場所等にLPガス等 ・避難場所等に、LPガス及びガス器具を を供給する。 提供する。 特に冬季の場合、避難場所に移動式暖房 器具を提供し、暖房を確保する。 24 日 ・復旧後LPガスの使用再 ・LPガス使用再開時の注意事項を広報す 開について広報する。 るとともに、安全を確認した施設からガ スの供給を再開する。 ・LPガスの供給停止が長 ・供給停止が長期にわたる場合は、カセッ 期にわたる場合は、必要 な対応を行う。 トコンロ等を手配し、供給する。

【関連対策】 予防第6節第5項

【業務マニュアル等】 北海道エルピーガス災害対策協議会規約(北海道エルピーガス災害対策協議会)

第6 電話施設の対策

東日本電信電話(株)北海道事業部では、地震が発生した場合、地震の規模に合わせ「災害対策本部」を設置し、応急復旧体制を確立する。マスコミを通じて電話自粛と安否確認サービス(災害用伝言ダイヤル171 と災害用伝言板 web171)の運用開始を広報する。通信回線の復旧は、治安・救援・輸送・電力など防災関係機関の回線を優先的に行うとともに、被災者の通信サービスを確保するため、避難場所等に無料の特設公衆電話を設置する。また、道路上の障害物(樹木・土砂・通信設備など)除去や道路啓開などの復旧作業において、東日本電信電話(株)北海道事業部自らだけでは対応が困難な場合は、道路管理者や自治体に支援を要請するものとし、札幌市は、東日本電信電話(株)北海道事業部との協定に基づき、可能な限り復旧作業の支援を行う。全体の通信サービス復旧については、2週間以内に回復するよう努める。

【東日本電信電話(株)北海道事業部の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	・治安、救援、輸送、電力機 関等の重要な通信回線の 復旧を行う。	・災害対策本部を設置する。 ・災害情報、通信設備の被害状況を把握する。 ・安否確認サービス(災害用伝言ダイヤル 171 と災害用伝言板 web171)の運用開始、広報要請する。 ・重要通信回線の復旧を開始する。 ・特設公衆電話の設置を開始する。 ・応急復旧方針を策定し、応急復旧を開始する。
24 時間	・ガス、水道、報道機関等の 重要回線の復旧を行うと ともに、避難場所に特設 公衆電話の設置を完了さ せる。	・応援要員を確保し、復旧資材を調達する。 ・特設公衆電話の増設を完了する。 ・重要通信回線の復旧を完了する。
3 ∃ ■	・2週間以内の通信サービス復旧を目指して復旧作業を行う。	・道内外の応援要員、資材等の受け入れを 行い、復旧工事を継続する。
7日	・応急復旧した通信設備の 本格復旧に向けた検討と 復旧工事を行う。	・通信ネットワークの信頼性を向上させる。
1	・応急仮設住宅、公営住宅の 一時入居者への電話の開 通を迅速に行う。	・住宅の供給に合わせた通信設備を構築する。
	・道路、家屋、ライフライン 事業者の復旧に合わせた 本復旧を行う。	・関連機関と連動した復旧工事を計画し、実施する。

【関連対策】 予防第6節第6項 【業務マニュアル等】 NTT グループ防災業務計画 KDDI(株)北海道総支社では、発生した災害の規模に合わせ災害対策本部を設置し、通信の確保と施設の早期復旧に務めるものとする。

重要公共機関の通信復旧を優先し、自治体庁舎および避難所等への車載基地局車両の 出動、設置および運用、衛星携帯電話、携帯電話の貸出しを行う。

【KDDI(株)北海道総支社の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	・重要公共機関の通信を復旧する。 ・KDDI 基幹伝送路を復旧する。	 ・災害対策本部を設置する。 ・自治体災害対策本部と連携を強化する。 ・災害用伝言板の運用を開始する。 ・お客様への告知をする。 ・自動安否確認システムにより社員の安否を確認する。 ・復旧作業を開始する。 ・自治体庁舎および避難所等への車載基地局車両の出動、設置および運用を実施し、衛星携帯電話、携帯電話を貸し出す。
3日	・重要公共機関の通信を復旧する。・KDDI 基幹伝送路を復旧する。・応援要員、復旧資材によりサービスを応急復旧する。	・迂回措置を含め、KDDI 基幹伝送路を 復旧させる。・道内外の応援要員、資材等の受入れを 行い、復旧工事を継続する。
7日	・応急措置によりサービスを復旧する。・本格復旧に向けた検討を行う。・ライフラインの復旧状況に合わせ、本格復旧を行う。	・道内外の応援要員、資材等の受入れを行い、復旧工事を継続する。・サービスの信頼性向上を図る。・関連機関と調整し、復旧作業を行う。

【関連対策】 予防第6節第6項 【業務マニュアル等】 KDDI防災業務計画 ソフトバンク (株)では、災害発生時、被災地域及び本社側でそれぞれ災害対策本部を設置し、被害状況を把握したうえで、通信の確保を目的とした応急復旧活動を実施する。被害の規模に応じて、全国からの人員及び応急機材の追加手配を行い、通信の確保を進める体制を確立するものとする。初動段階においては、重要通信および自治体庁舎等の通信確保を最優先にあたり、次に避難所など人の多い箇所を順次対応する。

【ソフトバンク(株)の対策】

【ソフトハング(株)の対策】		
災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	・重要通信の確保を行う。・自治体庁舎等の通信確保を行う。・基幹重要回線の復旧を行う。	 ・災害対策本部を設置する。 ・通信設備の被害状況を把握する。 ・被災地状況の情報収集(道路/孤立集落/避難所情報等)を行う。 ・安否確認サービス(災害用伝言板/音声お届けサービス)を開設する。 ・通信支障状況に関するお客様への告知をする。 ・重要通信の疎通確保を行う。 ・自治体災害対策本部との連携を行う。 ・応急復旧機材による通信確保を行う。 ・発電機設備による給電措置を行う。 ・基幹重要回線の迂回措置を行う。
24 時間	・重要通信の確保・自治体庁舎等の通信確保を行う。・避難所など人の多い箇所の通信確保を行う。・基幹重要回線の復旧を行う。	 ・近隣地域からの応援(復旧機材/復旧要員)を受け入れ、復旧工事を継続する。 ・遠隔地域からの応援(復旧機材/復旧要員)を受け入れ、復旧工事を継続する。
3日		
7日	・本格復旧に向けた検討及び本格復旧を行う。	・関係機関と連携を図り、復旧活動を継続する。

【関連対策】 予防第6節第6項 【業務マニュアル等】 ソフトバンク防災業務計画

第7 移動通信施設の対策

(株) NTTドコモ北海道支社では、地震が発生した場合、地震の規模に合わせ「災害対策本部」を設置し、応急復旧体制を確立する。マスコミを通じて携帯電話での被災地等への通話自粛と安否確認サービス(災害用伝言板)の運用開始を広報する。携帯電話の復旧は、行政機関、気象・水防・消防・災害救助機関、秩序維持・防衛・海上の保安・輸送・通信・電力など防災関係機関収容の無線基地局を優先的に行うとともに、被災者の移動通信サービスを確保するため、避難場所等に衛星携帯電話や携帯電話端末の貸出しや充電器を配備する。全体の移動通信サービス復旧については、2週間以内に回復するよう努める。

KDD I (株) 北海道総支社及びソフトバンク(株) は、第6項と同様の対策に努める。

【(株)NTTドコモ北海道支社の対策】

対策の目標 災害の流れ 主な対策 地震発生 · 行政機関、気象·水防·消 ・災害対策本部を設置する。 防·災害救助機関、秩序維 災害情報、通信設備の被害状況を把握す 持・防衛・海上の保安・輸 送・通信・電力等の通信確 ・安否確認サービス(災害用伝言板)の運 用開始し、広報を要請する。 保のため、防災関係機関 収容の重要無線基地局の 重要無線基地局の復旧を開始する。 復旧を行う。 ・衛星携帯電話・携帯電話端末を貸し出 し、充電器の配備を開始する。 24 時間 ・ガス、水道、報道機関・災 ・応援要員を確保し、復旧資材を調達す 害復旧機関が頻繁に使用 る。 する施設等の重要回線の ・重要通信回線の復旧を完了する。 復旧を行うとともに、避 3日 難場所に衛星携帯電話・ ・道内外の応援要員、資材等の受入れを行 携帯電話端末貸出し・充 い、復旧工事を継続する。 電器配備を完了させる。 7日 ・ 移動通信ネットワークの信頼性を向上 ・2週間以内の移動通信サ ービス復旧を目指して復 させる。 旧作業を行う。 ・ 応急復旧した移動通信設 ・住宅の供給に合わせた移動通信設備の 備の本格復旧に向けた検 対応を行う。 討と復旧工事を行う。 ・道路、家屋、ライフライン 関連機関と連動した復旧工事を計画し 事業者の復旧に合わせた 実施する。 本復旧を行う。

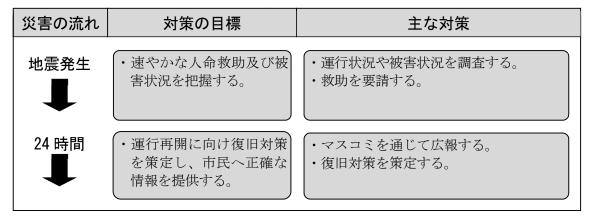
【関連対策】 予防第6節第7項

【業務マニュアル等】 NTT グループ防災業務計画、KDDI防災業務計画、ソフトバンク防災業務計画

市営交通施設の対策 第8

市営地下鉄及び市電では、地震発生直後に運行を停止し、乗客等人命救助・救護活動 を最優先で実施する。その後、被害調査を実施し、運行の再開に向けた復旧活動を行う。

【札幌市の対策】



【関連対策】

予防第6節第8項

【業務マニュアル等】 札幌市交通局事故・災害対策本部設置規程、高速電車地震対策要領、非常事態発生時の取扱(路面電車)、 地震発生時の取扱(路面電車)

第9 鉄道施設の対策

北海道旅客鉄道(株)では地震等の災害が発生した時は、運行中の列車の緊急停止、人 命救護等、鉄道の旅客の安全確保を最優先で行う。その後、巡回点検により安全が確認 された区間から順次運行を再開する。また、鉄道施設が被災した場合には、一刻も早い 運行再開を目指し復旧活動を行う。

【北海道旅客鉄道(株)の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	・速やかな人命救護及び 指揮命令系統の確立を 図る。	・各駅で緊急救護団を編成する。・緊急停止列車の乗客を救助する。
24 時間	・運行再開に向け点検及び復旧対策を実施する。	・巡回点検を行う。・通信設備を復旧する。・施設の復旧対策を策定する。

【関連対策】 予防第6節第9項

【業務マニュアル等】 自動参集マニュアル、異常時運転取扱マニュアル、異常時対応マニュアル(駅)

第10 民間バス事業者の対策

民間バス事業者は、地震発生直後に運行を停止し、乗客等人命救助・救護活動を最優 先で実施する。その後、被害状況及び道路状況等を把握し、運行の再開に向けた復旧活 動を行うほか、災害時における人員等の緊急輸送を行う。

【民間バス事業者の対策】

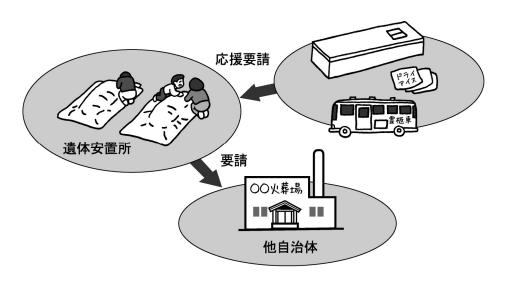
災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	・速やかな人命救助及び被害状況を把握する。	運行状況や被害状況を調査し、道路状況を把握する。・救助を要請する。
24 時間	・運行再開に向け復旧対策 を策定し、市民へ正確な 情報を提供する。 ・災害対策本部等からの要 請に基づき、緊急輸送を 実施する。	・復旧対策を策定する。・マスコミを通じて広報する。・緊急輸送を実施する。

第 13 節 遺体の処理・埋葬

	この節の対策を担当する機関			
	この節の対策 主管部班		関係機関・団体	
第1	遺体の処理	区本部救援班、区本部総務· 情報班、保健福祉部斎場班	警察署、(一社)札幌市医 師会、北海道、厚生労働 省、(一社)全国霊柩自動 車協会	
第2	遺体の火葬・埋葬	区本部救援班、保健福祉部 斎場班	厚生労働省、北海道、近 隣市町村火葬施設、政令 指定都市火葬施設	

この節の対策で想定される事態と課題

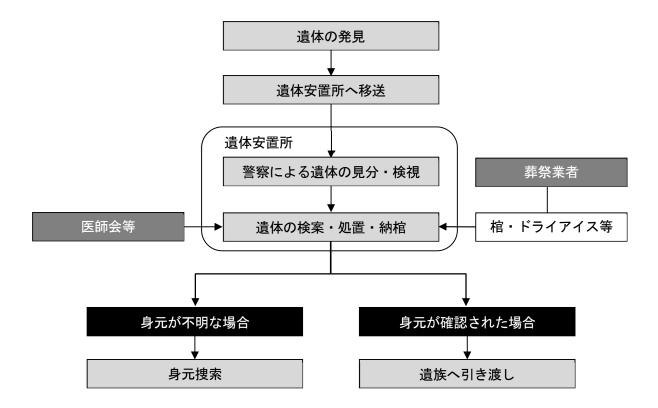
- ○地震発生時には、建物の倒壊等により一度に多くの死者が発生する。要救助者が 当日に救助されなければ凍死すると仮定した場合、約 1,400 人の死者が発生する と想定される。
- ○地震直後から遺体の収容のための棺・ドライアイス等の確保や、遺体搬送のため の応援要請が必要となる。
- ○多数の遺体について、警察による見分・検視、医師による検案、遺族等への引き渡しを速やかに行うことが求められる。特に身元不明遺体の身元確認に関し、警察、 医師会、歯科医師会(歯科的身元確認)等との連携が必要となる。
- ○公衆衛生上の危害発生防止の観点から、速やかな埋葬が必要となり、特例措置等 に基づく迅速な火葬許可証の発行が求められる。
- ○火葬場の被災や処理能力に限界があるため、他自治体に対する火葬場使用の要請 が必要となる。



第1 遺体の処理

発見された遺体は、遺体安置所へ移送する。遺体安置所では警察による見分・検視、 医師による検案ののち、身元が確認された遺体を遺族又は関係者へ引き渡す。身元が不 明な遺体については、遺体の衣服、顔の特徴、所持品などを記録・保管し、広報などに よって身元の捜索を行う。

【遺体発見から引き渡しまでの流れ】

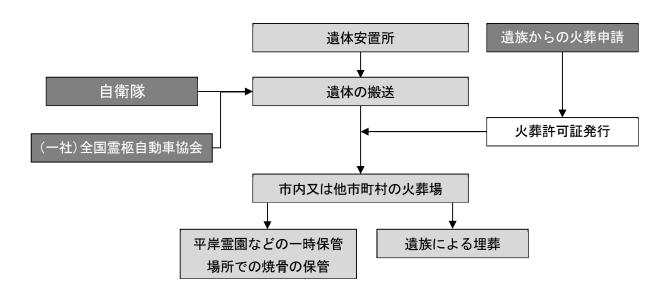


第2 遺体の火葬・埋葬

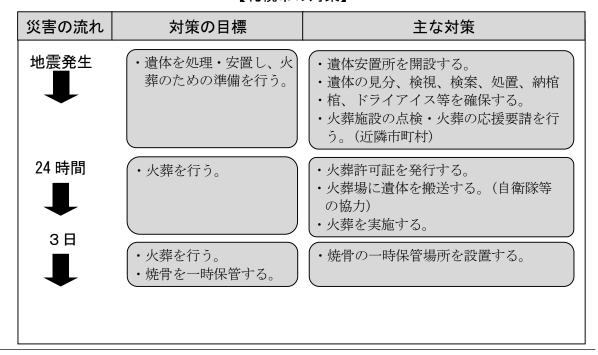
火葬許可証の発行及び遺族からの火葬の問い合わせは、各区及び出張所(篠路、定山渓)に窓口を設置して対応する。各区窓口の事務処理体制の混乱等により火葬許可証の迅速な発行ができない場合は、特例措置による火葬許可証の発行について厚生労働省と協議する。

遺体は原則として、遺族が火葬場まで搬送し火葬するが、引き取り手のない遺体又は遺族による搬送等が困難な場合は、自衛隊や「災害時の遺体搬送等に関する協定」に基づき、(一社)全国霊柩自動車協会に遺体の搬送を要請する。

身元不明や引き取り手のない遺体の焼骨は、各区から平岸霊園等に一時保管を依頼する。



【札幌市の対策】



【関連対策】

予防第9節第2項

【業務マニュアル等】 災害時における死体火葬許可の特例措置実施要領、災害時火葬マニュアル、災害時の遺体搬送等に関する協定((一社)全国霊柩自動車協会)

<u>第 14 節 防疫・清掃・環境対策</u>

	この節の対策を担当する機関			
	この節の対策	主管部班	関係機関・団体	
第1	感染症等の予防	保健福祉部感染症対策班、 保健福祉部生活衛生班、区 本部保健医療班		
第2	食中毒の予防	保健福祉部生活衛生班、区 本部保健医療班	(一社)札幌市食品衛生協会	
第 3	災害廃棄物(がれ き)の処理	環境部環境庶務班、環境部 施設班、環境部がれき処理 班	道内市町村、(公社)北海道産業資源循環協会	
第4	家庭ごみの処理	環境部環境庶務班、環境部 清掃班		
第5	し尿の処理	環境部トイレ対策班、区本 部		
第6	水質汚濁·大気汚染 対策	環境部環境保全班		
第7	動物対策	保健福祉部動物管理班	(公社)北海道獣医師会、(一社)札幌市小動物獣医師会、 北海道愛玩動物協会、ペット フード会社、近隣市町村	

この節の対策で想定される事態と課題

- ○避難場所等では、感染症の防止のための消毒や害虫の駆除等の衛生指導が必要と なる。
- ○災害発生時にはライフラインの停止によって、避難所等の衛生環境の悪化や食品等の保存が難しくなることにより、食中毒の発生や感染症の拡大等が予測される。
- ○地震発生直後から断水した地域は、水洗トイレが使用不可能となり、し尿の処理が大きな問題となる。特に、仮設トイレ設置までの間は、避難所の衛生条件の悪化によって感染症等の発生の可能性がある。
- ○地震により有害物質取扱施設が被災した場合、流出した化学物質により、大気・地下水・河川が汚染される場合がある。
- ○家屋の倒壊によって、処理すべき災害廃棄物(がれき)が大量に発生する。特に道 路上のがれきは復旧作業の支障となる。
- ○建物の倒壊や解体・処理に伴って、アスベスト等が飛散するため、濃度の測定や 飛散防止措置が必要である。
- ○飼い主の被災によって発生する逸走動物等が咬傷事故や避難場所への侵入等を引き起こす。また、負傷動物や死体が多く発生する。ペットを失った市民からは行方不明の問合せが殺到する。

第1 感染症等の予防

避難場所等における衛生状態の悪化や害虫の発生による感染症の発生を防止するため、消毒や害虫駆除等の衛生指導を行う。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	・被害状況、避難場所の設置状況等を把握し、衛生 指導体制を確立する。	・被害状況、避難場所の設置状況を把握する。・衛生指導班を編成する。
24 時间	・避難場所等の衛生状態の情報収集を行う。	・消毒薬剤を調達する。 ・区災害対策本部との連絡調整を行う。
3 E	・避難場所等の衛生指導を実施する。	・避難場所等における衛生指導を行う。 ・消毒薬剤の配布、散布方法の指導を行う。

【関連対策】

予防第9節第1~2項

第2 食中毒の予防

災害発生後に被災者や応急活動従事者に供給する弁当や炊き出し等の食品による食中毒の発生を防止するため、避難場所や炊き出し施設、被災した食品関係施設への衛生指導、食料基地への立入検査、市民への広報などを実施する。食中毒患者が発生した場合には、施設調査や食品検査等の原因調査、衛生指導を行い、再発を防止する。

災害の混乱が沈静化し復旧が進んできた時は、飲食店などの営業再開に向けた事務手 続等の広報を行う。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	・食品安全確保対策の活動 準備を行う。	・食料基地・炊き出し施設等を把握する。 ・食品衛生班を編成する。
24 時間	・食中毒の予防活動を開始する。	・食料基地への立入検査を行う。 ・避難場所・炊き出し施設、被災した食品 関係施設への衛生指導を行う。 ・市民への広報活動を行う。
3 ∃ ■	・飲食店等の営業を再開するための対応を開始する。	・営業許可申請等の広報を行う。・営業許可事務に対応する。

【関連対策】 予防第9節第2項

【業務マニュアル等】 災害時の食品安全確保対策マニュアル

第3 災害廃棄物(がれき)の処理

埋立処理

災害時における家屋等の解体・処理は、原則として所有者の責任において行うものと する。

ただし、大規模震災が発生し、「激甚災害」に指定される、又はこれに準ずる大規模 災害が発生した場合等は、必要に応じて、札幌市が災害廃棄物(がれき)の受入れを行 う。

【家屋等の解体・処理の流れ(例)】 家屋等の解体 解体現場における分別 各地域の仮置場で受入 仮置場における選別

災害により大量に発生する災害廃棄物(がれき)の処理にあたっては、可能な限りリサイクルの推進を図り、処分量を減少させるため、6区分を原則として解体現場における分別を進めるよう指導する。

焼却処理

リサイクル処理

また、アスベストが含まれる可能性がある災害廃棄物(がれき)を市で受け入れる場合には、アスベストの飛散防止措置を講ずる。

災害廃棄物(がれき)の再利用・再資源化、中間処理及び最終処分をするまでに一時的に保管する必要がある場合は、公共用地・既存廃棄物処理施設を中心に災害廃棄物(がれき)の仮置場を確保する。

なお、緊急輸送やライフラインの復旧作業を円滑に進めるため、道路上のがれきについては早期に撤去できるよう、優先して仮置場・処理施設を確保し運用する。

【災害廃棄物(がれき)の分別区分】

- ① 木質系(柱、板など)
- 金属系(鉄筋、鉄骨、トタン、サッシなど) (2)
- (3) コンクリート(概ね30cm以下に破砕)
- ④ 可燃物(紙類、畳、布団など)
- ⑤ 不燃物(アスファルト、レンガ、ガラス、陶磁器くずなど)
- ⑥ 以上を最大限分別した後の混合廃棄物

【札幌市の対策】

災害の流れ 対策の目標 主な対策 地震発生 ・災害廃棄物(がれき)処 ・清掃工場・埋立地等処理施設の点検や確保を行 理のための準備を行 う。 ・搬入ルートを点検し、確保する。 う。 ・仮置場を確保する。 3日 ・仮置場管理体制を確立する。 ・災害廃棄物(がれき)の ・災害廃棄物 (がれき) 処理施設管理体制を確立 受入れを開始する。 ・道路上のがれきを受け入れる。 14日 ・災害廃棄物(がれき)の ・仮置場・処理施設の情報提供を行う。 ・家屋等の災害廃棄物(がれき)を受け入れる。 処理を開始する。 災害廃棄物(がれき)処理計画を確立する。

第4 家庭ごみの処理

家庭ごみの収集については、衛生上の観点から、燃やせるごみの収集を最優先として 収集計画を策定する。

ごみ収集車の収集ルートについては、道路の不通・渋滞の状況等を考慮して設定する。 燃やせるごみの収集・処理を優先するため、その他のごみについては、状況に応じて、 収集の一時休止、排出頻度等の変更を検討する。

また、被災直後は大型ごみの排出量が増大することが予想されるため、収集体制を強化するほか、市域内の被災の状況に応じた収集頻度の設定を検討するとともに、仮置場を確保し、一時的に保管した上で、破砕処理施設にて破砕処理を行う。

収集方法の変更等の情報については、市民への周知を適切に行う。なお、ごみ収集車等の無線を用いて、必要な情報収集に努める。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	・ごみ収集のための準備を行う。	・清掃工場等の点検を行う。 ・ごみ収集車を確保する。 ・道路の状況や避難場所等の情報を収集する。
3 H	・燃やせるごみ等の収集を開始する。	・収集頻度の見直し等について検討する。 ・収集計画を策定する。 ・避難場所のごみ等を収集する。 ・市民への広報・広聴活動を行う。
14 日	・大型ごみの収集体制を強化する。	・必要に応じて仮置場を確保する。

【関連対策】 予防第9節第3項

【業務マニュアル等】 環境部施設班防災マニュアル、環境部清掃班業務マニュアル

第5 し尿の処理

地震発生直後に断水等のため、指定避難所に指定されている学校等の施設の水洗トイレが使用できなくなった場合、初期対応として、備蓄用の簡易トイレが他の応急救援備蓄物資とともに配給される。

上下水道の復旧までの期間が長期にわたる地区には、避難場所に仮設トイレを設置し、 し尿の収集を実施する。道路が寸断され、し尿を手稲山口のクリーンセンターに搬入す ることが不可能な場合は、下水処理施設へ搬入する。

マンホールトイレが整備されている防災拠点では、各種災害用トイレとあわせて、マンホールトイレを活用する。

仮設トイレ及びマンホールトイレは、避難場所自主運営組織が自主的に清掃・使用方法等のルールをつくり、運用・管理を行う。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	・各種トイレの確保を行う。	・レンタル業者に仮設トイレを手配する。・道路の状況や避難場所などの情報を収集する。・備蓄簡易トイレを配給する。・マンホールトイレの設営・運用を行う。
24 時間	・仮設トイレの設置、し尿の収集を行う。	仮設トイレを設置する。仮設トイレのくみ取りを開始する。
7日	・ライフラインの復旧に伴い業務を縮小する。	

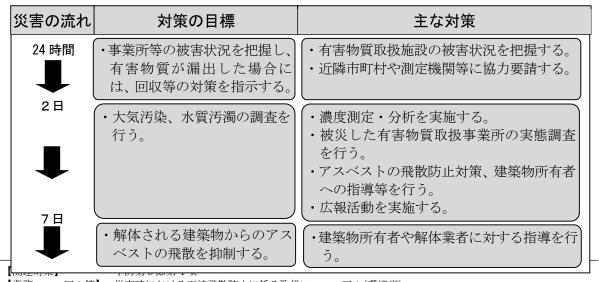
第6 水質汚濁・大気汚染対策

地震によって有害物質を取り扱う事業所等が被災し、これらの漏出によって河川や地下水が汚染される可能性がある。また、建物の倒壊時や解体時に、建材に含まれるアスベスト等が飛散し大気を汚染することも想定される。

これらの対策として、有害物質等を保管する事業所の被災状況を確認するとともに、 各事業者が事前に作成している自主管理マニュアルに従い、流出防止・回収等の対策を 実施するよう指示する。また、アスベストの飛散防止対策の実施、建築物所有者への指 導等を行う。

加えて、大気汚染、河川の水質汚濁の測定を行い、必要な情報提供等を実施する。

【札幌市の対策】



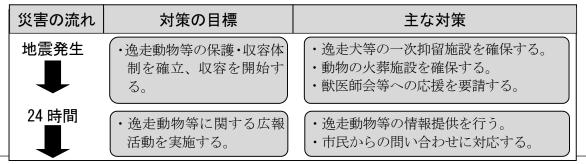
【業務マニュアル等】 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(環境省)

第7 動物対策

災害時には、飼い主の被災、避難場所への収容不能、飼育施設の破損等により逸走動物等や負傷動物が多数発生する。逸走犬等の避難場所進入、咬傷事故、感染症の予防等と動物愛護の観点から、一時的な保護、治療等を実施する。また、飼い主らの問い合わせにも対応するよう収容施設等についての広報を実施する。

一方、災害によって死亡した牛・馬等の家畜は、死亡獣畜処理場に運搬・処理する。

【札幌市の対策】



【関連対策】 予防第9節第2項

【業務マニュアル等】 災害時における動物対策マニュアル、災害時動物救護ボランティア制度実施要綱

第 15 節 要配慮者対策

	この節の対策を担当する機関				
	この節の対策	主管部班	関係機関・団体		
第1	高齢者対策	保健福祉部高齢保健福祉班	地域支援組織、高齢者福祉		
			施設、ボランティア等		
第2	障がい者対策	保健福祉部障がい保健福祉	地域支援組織、障がい者福		
		班	祉施設、ボランティア等		
第3	外国人対策	総務部国際班	(公財)札幌国際プラザ、外		
			国公館、大学、外国人コミ		
			ュニティ、外国人支援団体		
			等		
第4	乳幼児・妊産婦・難	区本部保健医療班	医療機関、障がい者福祉施		
	病患者対策		設、保育所、ボランティア		
			等		
第5	児童対策	子ども未来部子ども庶務班	保育所、幼稚園、児童会館		
		ほか	等		

この節の対策で想定される事態と課題

- ○身よりのない高齢者などの安否確認といち早い支援が必要となる。
- ○長期にわたる避難所生活は、要配慮者にとって肉体的・精神的に負担となるため、 安心して生活できる環境づくりが必要となる。
- ○高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦、難病患者、外国人等、特性に応じた多様な支援ニーズの発生が想定される。最大限の配慮が可能となるよう、ニーズを踏まえた 支援が必要となる。
- ○要配慮者に対する必要な福祉サービスの提供に向け、福祉サービス事業者、保健師等との連携が必要となる。
- ○避難所での生活が困難な要配慮者の、要配慮者二次避難所(福祉避難所)等への移 送、受入れが必要となる。
- ○要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関 への移送が必要となる。
- ○ライフラインが停止した場合には、福祉施設に対して、飲料水・食料など物資の提供や、介護などの支援が必要となる。
- ○外国人は、言葉や文化、生活習慣などの違いに加えて、地震そのもののリスクに対する知識不足から、災害時に迅速かつ的確な行動をとることが困難な場合が多い。 また、留学生をはじめとする外国人の中には生活を再建するための生活基盤が脆弱な人も少なくなく、避難から生活再建に至る各過程における支援が必要となる。
- 〇保育所等の児童については、保護者が帰宅困難または被災等により引き取りが難 しい事態が発生し、児童の受け入れ先の確保が必要となる。
- ○応急仮設住宅では独居の高齢者等が社会的に孤立する事態が発生する。ストレス による持病の悪化等による災害関連死の発生防止に向け、地域の見守り活動など、 地域住民のつながり、支え合いを確保していく取組が求められる。

第1 高齢者対策

地震が発生した場合には、地域支援組織及び各種高齢者福祉施設等との連携により、 在宅又は施設の高齢者の状況把握を行い、支援のための人員配置等必要な措置をとる。 避難所では、介護用品の供給などボランティア等による各種支援サービスを行うととも に、要介護者など避難所での生活が困難な方については、社会福祉施設等に移送する。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	・要介護者及び福祉施設の情報を収集し、必要な措置をとる。	・地域支援組織による安否確認を行い、支援人員が出動する。・福祉施設の状況把握と救出要員等の派遣を要請する。
24 時間	・ボランティア支援体制を 確立し各種サービスを提 供する。	・避難所において介護用品を提供する。・在宅者に対する巡回相談及び支援サービスを実施する。
3日	・避難所での生活が困難な 高齢者を要配慮者二次避 難所(福祉避難所)等に移 送する。	・避難所から社会福祉施設等に移送する。・各施設で介護人員と物資を確保する。

【関連対策】

予防第3節第2項

第2 障がい者対策

地震が発生した場合には、関係機関との連携により各施設の状況及び避難した障がいのある方の把握を行う。避難後は、障がいのある方への情報提供、ニーズを把握し、ボランティアや避難者に支援を要請するとともに、避難所での生活が困難な方を社会福祉施設等に移送する。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	・障がいのある方及び福祉 施設の情報を収集し、必 要な措置をとる。	・避難場所における障がいのある方を把握する。・施設の被害や避難状況を確認する。・障がい者居住地の情報を提供する。
24 時間	・ボランティア支援体制を 確立し、各種サービスを 提供する。	・必要な支援サービスを実施する。 ・聴覚障がい者・視覚障がい者等に情報 を提供する。
3日	・避難所での生活が困難な障がいのある方を、要配慮者二次避難所(福祉避難所)等へ移送する。	・避難所から社会福祉施設等に移送する。 ・各施設で介護人員と物資を確保する。

【関連対策】

予防第3節第2項

外国人対策 第3

地震が発生した場合には、(公財)札幌国際プラザに災害多言語支援センターを設置し、 関係機関とも連携しながら、外国人の被災状況、避難状況に関する情報を収集する。ま た、多言語による情報提供や外国人からの相談に対応するほか、避難所を巡回し、外国 人避難者の状況を把握するとともに必要な支援を行う。

【札幌市の対策】

災害の流 対策の目標 主な対策 地震発生 関係機関と連携し、外国人の被災状況、避難 ・災害多言語支援センター 状況に関する情報を収集する。 を設置し、外国人の被災状 況を把握するとともに外 ・外国人への多言語による情報提供を開始す 国人支援を開始する。 24 時間 ・ 外国人相談窓口や避難所 ・避難所等で通訳・翻訳支援を行う。 ・外国人相談窓口で、外国人からの問合せ・相 巡回を通して、外国人被 談対応を行う。 災者の状況を把握すると ・避難所を巡回し、外国人避難者の状況を把握 ともに、必要な支援を行 するとともに、多言語による情報提供や相談 う。 対応を行う。 3日 外国人の生活再建等に向 ・ 外国人被災者からの生活再建等に向けた個 別の相談に対応する。 けた支援を行う。

【関連対策】

予防第3節第2項

【業務マニュアル等】 外国人被災者対応マニュアル

乳幼児・妊産婦・難病患者対策 第4

地震が発生した場合には、医療機関などの関係機関の被害状況や、乳幼児・妊産婦・ 難病患者の状況を把握する。避難所では、授乳室等の確保やボランティアによる育児支 援を行う。また、必要に応じて医療サービスの提供可能な施設等に移送する。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	・乳幼児、妊産婦、難病患者 の安否確認や医療機関等 の受入れ可否を確認す る。	・乳幼児、妊産婦、難病患者の避難状況を把握する。
24 時間	・ボランティア支援体制を 確立し各種サービスを提 供する。	・避難所における授乳室等を確保する。 ・保健医療物品等を調達する。 ・ボランティアによる育児支援を行う。
3日	・妊産婦、難病患者等の医療・生活を考慮した施設等への移送を検討する。	・難病患者への各種サービスを調整し、提供する。

第5 児童対策

地震が発生した場合には、保育所、幼稚園、児童会館等に通所・通園又は来館している児童の状況を把握し、安全を確保するとともに、保護者への連絡と児童の引渡しを行う。また、引渡しができない児童(地震発生により援護が必要になった児童を含む)への対応としては、保育可能な保育所や児童福祉総合センターなどの受入先を確保する。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	・児童の安否確認と安全を 確保し、保護者の確認と保 護者への連絡を行う。	・負傷者への応急処置を行う。 ・保護者に引渡す。
24 時間	・保護者へ引渡しができない児童の保護・保育を行う。	・保護者との連絡調整を行う。
3 ∃	・他施設における受入れ体制の検討及び確保を行う。	・保育可能な保育所での保育を行う。 ・新規一時保護児童の受入れや相談体制を 整備する。

第 16 節 応急教育対策

	この節の対策を担当する機関			
この節の対策 主管部班 関係機関・団体			関係機関・団体	
第1 学校教育対策 教育部教育庶務班、教育部 学校教育班				

この節の対策で想定される事態と課題

- ○地震発生直後には、児童・生徒の安全確保と保護者への引き渡しが必要となる。 また、休日・夜間に発生した場合には、教職員や児童・生徒の安否確認が被災直後 の混乱により困難な事態となる。
- ○地震発生直後から避難場所に指定されている学校には、被災者が集まり始め、体育館等の開放と誘導等の対応が必要となる。
- ○授業再開にあたっては、学校施設・備品の破損、教科書等の支給などの課題が発生する。
- ○学校施設が避難所となり、避難者が避難生活している場合は、授業再開に向け、 体育館や他の避難所、応急仮設住宅等へ移動させる等の調整が必要となる。
- ○校舎の被災に伴う校舎の移転等により通学・通勤等に課題が生じ、送迎等の対応 が必要となるケースが生じる。
- ○災害により、心身に様々なストレス反応を生じる児童・生徒が多発する。スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等と連携した児童・生徒のカウンセリングや面談等の心のケアが必要となる。

第1 学校教育対策

地震発生直後には、傷病者の応急措置、避難等、児童・生徒の安全確保と保護に努める。学校が被災し通常の授業ができない場合には、校舎等の危険性の除去、授業を行う場所の確保、教科書・学用品等の調達に努め、一刻も早い授業再開を目指す。授業では、児童・生徒の心の安定に配慮した授業内容・指導を実施する。

学校施設が避難場所となった場合は、避難場所対応職員が派遣されるまでの間、教職員は、避難誘導や情報連絡等、避難場所運営の支援・協力を行う。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	・児童・生徒の安全を確保 し、保護者へ引き渡す。 また、避難場所への支援 を行う。	・児童・生徒の安否確認と応急処置を行う。 ・校舎等被害状況を調査する。 ・付近住民の避難状況等の情報を収集する。 ・避難者の誘導・避難場所運営を支援する。
24 時間	・24 時間を目途に、授業を再開する。	・校舎等の危険度判定等を行う。 ・児童・生徒の動向を把握する。 ・専門家による心のケアに配慮した指導と 授業形態を工夫する。 ・避難者の誘導・避難場所運営を支援する。 ・給食を再開する。 ・災害救助法に定めるところによる学用品 の給与を行う。
7日	・7日を目安に、学校施設の 完全復旧を目指す。	・学校施設の復旧工事を実施する。・避難場所を縮小・閉鎖する。

<u>第 17 節 ボランティア活動</u>

	この節の対策を担当する機関				
この節の対策		主管部班	関係機関・団体		
第1	災害ボランティアの	保健福祉部保健福祉庶務	札幌市社会福祉協議会、		
	活動	班、区本部避難所班	ボランティア団体		
第2	災害ボランティアへ				
	の支援				

この節の対策で想定される事態と課題

- ○災害時には、応急対策の各方面でボランティアが必要となる。
- ○地震発生直後からボランティアの問い合わせがあり、希望者が駆けつける。これら の希望者への対応と、ボランティアを必要とする活動を把握し、適材適所に派遣す ることが必要である。

第1 災害ボランティアの活動

札幌市及び関係機関が行う災害対策の担い手として、札幌市内外の災害活動支援に従事する災害ボランティアを広く要請する。災害ボランティアは、特定の資格や職能を有する医師、看護師、外国語通訳、手話通訳、応急危険度判定士などの専門職ボランティアと、避難場所運営、救援物資の受け入れ等の作業をサポートする一般ボランティアに区分される。

【ボランティアを必要とする応急対策】

ボランティアを必要とする活動	ÿ	災害ボランティアの種類
医療・救護活動	専門職	医師、看護師、カウンセラー
建築物の応急危険度判定	ボラン	応急危険度判定士
要配慮者支援	ティア	外国語通訳、手話通訳、介護福祉士
災害ボランティア受入窓口業務の	一般ボラ	ンティア
支援		
避難場所運営の支援		
救援物資の受け入れ・整理		
災害ボランティアの支援		
復旧時の各種支援		

災害ボランティア

「災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する個人・団体で、自発的に無報酬で能力や時間を提供する個人・団体」である。なお、専門職ボランティアと一般ボランティアに区分される。

専門職ボランティア

自らの持つ専門知識や技能をボランティア活動に活かすことを主目的とするボランティアである。具体的には、医師や看護師、手話通訳、外国語通訳、被災建築物の応急危険度判定士などである。

一般ボランティア

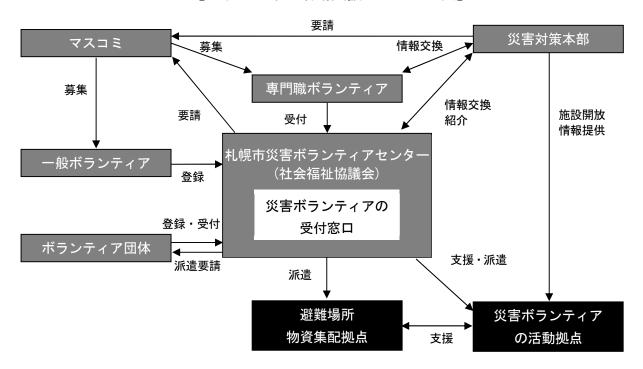
専門知識・技術や経験、年齢性別に関係なく、自分の時間と労力・物資・場所・情報等を提供することを主目的とするボランティアである。具体的には、避難場所運営の支援、救援物資の受け入れ・整理、被災住民への支援などである。

第2 災害ボランティアへの支援

災害発生後に札幌市社会福祉協議会の「札幌市災害ボランティアセンター」を中心に、災害ボランティアの受付・登録・調整を行う。災害ボランティアの要請は、社会福祉協議会やマスコミ等を通じて行う。

社会福祉総合センターなどの公共施設を災害ボランティアの活動拠点として開放し、 情報の提供やボランティア活動への支援を行う。

【ボランティア活動支援のイメージ図】



【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	・災害ボランティアセンタ 一設置可否について検討 する。	・被災状況の情報収集を行う。
24 時間	・災害ボランティアセンターを設置し、運営を開始する。・ボランティア活動が開始される。	・災害ボランティア受付窓口を開設し、災 害ボランティアを募集する。
3日	・ボランティア活動に必要な後方支援を行う。	・災害ボランティアに情報提供を行う。
7日	・対策の進捗に伴い災害ボランティアの派遣調整を行う。	・社会福祉協議会などとの調整会議を開催する。

【関連対策】 予防第10節第6項

【業務マニュアル等】 札幌市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル

第 18 節 災害救助法の適用

この節の対策を担当する機関				
	この節の対策	主管部班	関係機関・団体	
第1	災害救助法の適用	本部事務局統括班、保健福	北海道石狩振興局保健環	
		祉部保健福祉庶務班	境部	
第2	救助の種類及び実施	本部事務局統括班、保健福	北海道石狩振興局保健環	
	者	祉部保健福祉庶務班	境部	

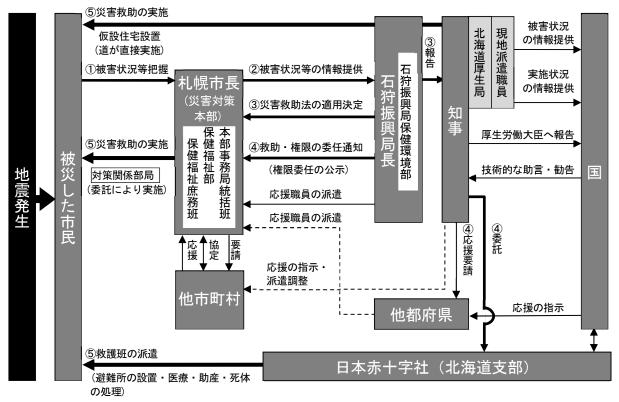
「災害救助法」

災害救助法(昭和22年10月法律第118号)は、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として制定された法律である。この法律における救助は、国に責任があり、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。救助の実施については、都道府県知事に全面的に委任されており、救助にかかる費用は、都道府県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担することと定められている。市域で発生した災害が、この法律の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて災害救助を実施する。

第1 災害救助法の適用

災害救助法の適用は、原則として同一の原因による災害で、市町村又は都道府県の被害が一定の基準に達した場合に、次の流れにより適用が決定される。また、札幌市における適用基準は、次のとおりである。

【災害救助法による応急救助実施の流れ】



【災害救助法の適用基準】

適用基準	根拠
(1)市の区域の住家が 150 世帯以上滅失したとき	災害救助法施行令第1条第1
	項第1号 別表第1
(2)一つの区内の住家が 100 世帯以上滅失したとき	災害救助法施行令第1条第1
	項第1号 別表第1
(3) 道内の住家が 2,500 世帯以上滅失した場合であっ	災害救助法施行令第1条第1
て、札幌市域で住家が 75 世帯以上滅失したとき	項第2号 別表第2、別表第
	3
(4)道内の住宅が 12,000 世帯以上滅失した場合であ	災害救助法施行令第1条第1
って、市域で多数の住家が滅失したとき	項第3号 別表第4
(5)災害が隔絶した地域に発生したものであるなど被	災害救助法施行令第1条第1
災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある	項第3号
場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき	
(6) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受け	災害救助法施行令第1条第1
るおそれが生じた場合にあって、内閣府令で定め	項第4号
る次の基準に該当すること	
・災害が発生し、又は発生するおそれがある地域	基準省令第2条第1号
に所在する多数の者が、避難して継続的に救助	
を必要とすること	
・被災者について、食品の給与等に特殊の補給方	基準省令第2条第2号
法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要と	
すること	

第2 救助の種類及び実施者

災害救助法による救助は、北海道知事が国から委任を受けて実施するものである。ただし、災害救助法施行細則(昭和31年10月北海道規則第142号)により知事からの委任を受けた事項については、市長が実施する。なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、災害救助法の規定による救助を実施する。

救助の実施にあたっては、関係部は救助活動の記録及び報告のため各種帳簿を作成し 知事に提出する。

【災害救助法による救助の種類】

- ・避難所及び応急仮設住宅の供与
- ・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ・ 医療及び助産
- ・被災者の救出
- ・被災した住宅の応急修理
- ・生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ・学用品の給与
- 埋葬
- ・ 死体の捜索及び処理
- ・災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生 活に著しい支障を及ぼしているものの除去

【関連対策】 応急第10節第2項、応急第16節第1項

【法令·計画等】 災害救助法、災害救助法施行令、災害救助法施行規則、災害救助法施行細則